

人の、地域の、日本の未来を育てる読書環境の実現のために

平成23年9月

国民の読書推進に関する協力者会議

## 目次

はじめに	1
第1章 なぜ今読書が必要なのか	2
第2章 読書環境・読書活動の現状	4
(1) 読書環境の現状	4
(2) 読書活動の現状	8
(3) 読書環境の変化の動向、特にICTの影響	9
第3章 人の、地域の、日本の未来を育てる読書環境の実現のために ～3つの提言～	11
提言1 読書で人を育てる、「読書を支える人」を育てる	12
提言2 住民参加で自治体ごとの「読書環境プラン」(仮称)を策定し、 実現する	14
提言3 読書の新しい可能性や将来像を構想し、推進するためのプラット フォーム(基盤となる「場」)をつくる	16
おわりに	18
資料編	19
図書館法	20
学校教育法(抄)	23
学校図書館法	23
子どもの読書活動の推進に関する法律	25
文字・活字文化振興法	27
国民読書年に関する決議	29
幼稚園教育要領(抄)	30
小学校学習指導要領(抄)	30
中学校学習指導要領(抄)	33
「国民の読書推進に関する協力者会議」設置要綱	36
会議開催状況	38
データ集	39

# 人の、地域の、日本の未来を育てる読書環境の実現のために 「国民の読書推進に関する協力者会議」報告

## はじめに

読書のもたらす恩恵は、知的で心豊かな国民生活と活力ある社会の実現に欠くことのできないものである。しかし、近年、社会全体の傾向として深く考察する力や自分の思いを言葉で伝える力の低下が懸念されており、このことに危機感を募らせる人々も少なくない。このため、平成13年には「子どもの読書活動の推進に関する法律」が、また、平成17年には「文字・活字文化振興法」が制定されるとともに、平成19年の「学校教育法」の一部改正において、義務教育の目標に関する規定に「読書に親しませ」との文言が新たに盛り込まれるなど、読書の重要性に関する社会的意識を高めるための取組が進められてきた。

このような中、平成20年6月の国会決議により、平成22年を「国民読書年」とすることが定められた。決議では、読書推進に向けた気運を高めていくため、政官民が協力し、国を挙げてあらゆる努力を重ねていくことが宣言され、図書館をはじめ、様々な場所で、国民読書年にちなんだ行事や取組が推進されることとなった。

本協力者会議は、こうした国民読書年の取組の一環として、今日の国民の読書や読書環境に関する現状や課題を把握・分析し、読書への国民の意識を高める効果的かつ効率的な取組の検討を行うため、文部科学省生涯学習政策局に設置されたものである。

平成22年7月の設置以降、読書をめぐる様々な論点に関し、本協力者会議委員や外部有識者からの意見発表も踏まえながら8回にわたって議論を重ねてきた。その中で、単に本を読むだけの読書ではなく、本を選ぶ、勧める、読み合う、本を並べる、贈り合うといった、いわば、「共読」にまで視野を広げてとらえることの必要性についても認識を共有した。

議論の過程で、我が国社会は、平成23年3月11日の東日本大震災を経験することとなった。この未曾有の災害を受けて、今我々は、人としていかに生きるか、どのようにして社会を再生するのかといったかつてない大きな課題に直面している。この危機的な状況から立ち上がり、新しい未来を築いていく力を得るために、我々はもう一度先人の遺してくれた知恵の結晶である書物に立ち返る必要があるのではないか。このようなときだからこそ、すべての人に読書が必要であるとの認識のもと、この報告書を取りまとめた。

本報告が、国民読書年の精神をさらに発展させ、我が国における読書活動の一層の振興を図るための、また、新たな共読社会のための、ひいては、我が国社会再生の基盤づくりに向けて大きな一歩となり、政府においても、今後の読書推進の重要な柱として積極的に活用されることを切に願っている。

## 第1章 なぜ今読書が必要なのか

- ◇ 読書は、思考力、判断力、表現力、コミュニケーション力などをはぐくみ、個人が自立して、かつ、他者との関わりを築きながら豊かな人生を生きる基盤を形成するもの。
- ◇ 同時に、今後の社会の最大の資源である「知」へのアクセスや新たな「知」の創造の鍵となる、社会において不可欠な文化的インフラ。
- ◇ 東日本大震災を経験した我が国が、危機的な状況から立ち上がり、もう一度未来を創造する力を養うため、一人一人に、また、社会全体に今こそ読書が必要。

読書は、人に知識を与えるとともに、想像力や思考力を鍛え、判断力や創造性を培い、個人の自立の基盤をつくる。それは、先人や同時代人とのコミュニケーションの場であり、未知の世界への道案内となり、また、悩みの解決へのヒントを示唆し、自分の頭で徹底的に考え抜く訓練の機会を与え、個人の内面を広げ、鍛え、深めてくれる。本を読むことで我々は先人の知を吸収し、人生をより厚く、深く生きることができる。

また、読書は多様な社会とも密接な関係にある。社会は、人が人をつなぎ、ともに支え合うことで成り立っている。他者との関係を築き、自ら納得のできる幸福な人生を切り拓いていく上で不可欠なのは言葉であり、より豊かな言葉やイメージによる表現、コミュニケーションの力を養ってくれるのは読書である。その際、言葉それ自体が、常に変化を続けながら、国や社会、民族の歴史や文化、伝統などを背負い、体現している存在であることも忘れてはならない。21世紀の社会は、自ら考え判断できる自立した個人の連帯により支えられるものであり、そうした個人の育成と協働性の涵養のために、読書は欠くことのできないものである。

近年、様々な社会的課題を「官」だけに任せるのではなく、国民、企業やNPO等の事業体などの当事者が自発的に協働し、解決することが期待され、「新しい公共」の実現への気運が高まっている。一人一人に、自立し、かつ他者と協働しつつ、自らを取り巻く課題の解決に取り組む力を育てることがより一層求められている。そうした力は、様々な考え方に触れる中で、健全な批判的精神を身に付けながら養われるものであり、とりわけ読書がその重要な修練の場となる。また、実際の課題解決に当たっては、課題に係る専門的知識・技術やノウハウの習得が必要であり、読書はその獲得の主要な手段となる。

いつの時代も、先人の知恵の多くは読書を通じて継承され、さらに発展させられてきた。そして、それは、それぞれの国や地域のアイデンティティや文化の形成、産業の発展などに大きな貢献を果たしてきた。特に我が国においては、人づくりに当たり伝統的に読書が重視され、優れた古典が世代を超えて読み継がれてきたことが、国民の高い学力水準を支え、社会の基盤を形づくってきた一因と考えられる。

知識が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域で基盤となり重要性を増す「知識基盤社会」が到来し、個々人の「知」の総和こそがその国の力となり、国の在り方自体も規定するようになる中で、読書は、個人が自己の能力を磨き、生活や職業に必要な知識・技術等を生涯にわたって継続的に習得するとともに、社会が新しい価値を創造することを可能とし、国際競争力を高めていくために不可欠な、国の文化的インフラと位置付けられるべきである。その際、ICTの発展に伴い、様々なメディアが登場し、過去からの知の集積の電子ネットワーク化が進む中で、読書をめぐる環境も大きく変貌しつつあり、電子化された知の世界と人との新しい関係をどのようにつくっていくかが問われるようになっていることにも深く留意する必要がある。

そもそも、「読む」ことは、それ自体が人に大きな喜びを与えてくれる。子どもの頃に絵本を読んでもらった幸せな記憶は次世代を慈しむ心を育て、共通の本について語りあう「共読」経験は人の気持ちを結びつける。高齢期の読書はその日々の生活の質を高める。読書は、いずれの世代にとっても、かけがえのない人生への贈り物である。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災とそれに伴う未曾有の災害は、我が国社会に計り知れない打撃を与えるとともに、多くの人生を大きく変えることとなった。今、我が国全体が大きな悲しみと喪失感の中にある。しかしながら、我々は、この危機的な状況の中から立ち上がり、もう一度未来を創造していく力を持たなければならない。

その際、目指すべき社会観や幸福観、科学技術と自然との調和についての考え方は、従前のそれから大きな変更を余儀なくされることにもなろう。どう生きるのか、どのような社会を目指すのか。その問いに対する答えを探すために、今ほど一人一人に、また社会全体に読書が求められている時代はないと考える。

## 第2章 読書環境・読書活動の現状

- ◇ 我が国の読書環境を見ると、出版点数、書店数等が減少傾向にある。「地域の知の拠点」としての役割が期待される図書館については、地域差はあるものの、全体の数は増加傾向にある。一方で、図書館の資料費は減少傾向にあり、職員の約半数を非常勤職員が占める。
- ◇ 学校教育においては、「言葉」に関する教育や「言語活動」が重視されるようになってきているが、司書教諭や学校図書館担当職員（いわゆる「学校司書」）の配置、「学校図書館図書標準」の達成は不十分な状況。
- ◇ 読書活動の現状を見ると、10歳以上の国民の4割強が1年間に「趣味としての読書」を行ったと回答。また、別の調査では、本を読む量や時間について、約7割が以前と比べて減少したと回答。小学生は全体の約6割以上が1日10分以上読書をしているが、中学生になるとそれが約5割に低下し、「全くしない」が4割近くに増加。
- ◇ 今後、ICTを活用した新しい読書環境の拡大など、人と読書との関係の変化が予想される中で、こうした変化をどうとらえ、どのように対応していくのかが社会全体に問われている。

第1章で述べたような読書の意義に照らし、我が国の読書環境や読書活動の現状はどうなっているであろうか。

人々を取り巻く一般的な読書環境としては、まず、産業として出版業や書店業が存在し、各種の書籍を市場に送り出すことにより、著者と読者とをつないでいる。さらに、人々の読書活動を促進するための意図的な取組が官民様々な主体により行われ、これらが一体となって読書をめぐる環境を形成している。

その背景には、著作活動、読書に関する媒体の製造・流通や関連の法体系、教育システム、労働環境、人々のライフスタイルなどを含め、極めて多岐にわたる営みや仕組みが存在しており、その全容を直ちに把握することは困難であるが、その手がかりとして、ここではいくつかの側面から現状を概観することとする。

### (1) 読書環境の現状

#### (出版・書店の現状)

出版科学研究所「出版指標年報」によれば、平成22年における我が国の書籍の新刊点数は7万4714点であり、前年より4.9%の減少となっている。また、平成22年の書籍・雑誌の販売金額は推定1兆8748億円で、6年連続前年を下回っており、ピークの平成8年から約3割の減少となっている。

また、株式会社アルメディアの調査によれば、書店の数は平成22年に1万5314店となっており、この10年間で約3割減っている。

一方で、「新古書店」と呼ばれるような、比較的近年に出版された本を手軽に売買する店や、インターネット経由での本の販売も普及するなど、本を入手する方法は多

様化してきている。

#### (図書館等の現状)

図書館には、住民にとって身近な「地域の知の拠点」として、誰もが利用しやすい施設としての機能を果たすことが期待されている。図書館の設置・運営に関する事項は「図書館法」で定められている。

文部科学省「社会教育調査」（3年ごとに調査）によれば、我が国の図書館数は平成20年現在3165館であり、昭和38年以降一貫して増加している。自治体ごとの設置率を見ると、都道府県立は100%、市（区）立は98.0%であるが、町立は59.3%、村立は22.3%と未だ低い値となっている。

職員数は、1館あたり平均10.3人、うち専門的職員である司書は1館あたり4.6人となっている。専任職員数は年々減少する一方、兼任又は非常勤の職員数が増加しており、平成20年現在、図書館職員の約半数は非常勤となっている。全国の図書館3165館のうち、2110館でボランティアが活動しており、その登録者数は年々増加している。また、公立図書館3140館の6.5%に当たる203館で指定管理者制度が導入されている。

資料費予算額については、(社)日本図書館協会の調べによれば、平成22年度には、都道府県立で1館あたり平均4562万円、市町村立で平均854万円となっており、地方行政の財政難の影響を受け、減少傾向にある。

こうした状況の中、貸出冊数は年々増加している。前出の「社会教育調査」によれば、平成19年度間における貸出冊数は約6億3千万冊で、前回調査の平成16年度から8.8%の増加となっている。この数は、登録者一人当たり年間約18.6冊の貸出を受けていることになる。読書会・研究会、鑑賞会・映写会、資料展示会、子どもたちへのお話会や読み聞かせなども多くの図書館で実施されている。

高齢者や障害者も含めたすべての人が読書にアクセスできる環境の整備に向けて、図書館における大型本や大活字本、拡大読書器等の整備、対面朗読サービスなどを含めたきめ細かなサービスへのニーズも高まっており、これらに取り組む図書館も増えてきている。

また、地域の情報拠点として、ビジネス支援をはじめとする地域の様々な課題解決支援に積極的に取り組み、先に述べた「新しい公共」の実現を支援する図書館も増加している。それらの図書館では、関連書籍のコーナーの設置等による情報提供はもちろん、司書による専門的なレファレンス（相談・調査）サービスや、産業振興、雇用、福祉、医療、法務、まちづくりなど様々な分野に関する勉強会の開催を通じた関係者のネットワーク構築や関係機関との連携の橋渡しなども行われている。

図書館や保健センター、子育て支援センター、出版社などの民間企業、ボランティアなど様々な分野の関係者の連携により、0歳児健診などの機会を活用して、地域のすべての赤ちゃんと保護者に、絵本を開く楽しい体験と一緒に絵本を手渡す「ブックスタート」事業など、市町村が中心となって就学前からの親子での読書を進めるための取組も実施されるようになってきている。ただし、地域差も大きい。

また、国立国会図書館では、書誌データを整備し、すべての図書館や学校図書館において無償で迅速に利用できるシステムが構築され、平成23年1月より順次提供が開始された。国立国会図書館国際子ども図書館では、我が国唯一の国立の児童書専門図書館として、児童書等の収集・保存・提供や調査研究、研修、子どもと本のふれ合いの場の提供、児童書に関する展示会や講演会の開催等が行われている。

#### (学校における取組の現状)

平成19年に学校教育法が改正され、義務教育の目標に関する規定の中に、「読書に親しませ」という文言が盛り込まれた。また、幼稚園においても、平成21年度から実施されている新しい幼稚園教育要領に基づき、「言葉」に関する指導として、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚が養われるようにすることが強調されている。小学校で平成23年度から、中学校で平成24年度から、高等学校では平成25年度入学生から全面実施される新しい学習指導要領では、生きる力をはぐくむことを目指し、基礎的・基本的な知識及び技能を習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うため、「言語活動」を充実することとされており、授業において学校図書館の利活用を図り、読書活動を一層充実することが求められている。

上記のような学校における教育課程の展開に寄与し、児童生徒の健全な教養を育成するため、学校図書館法に基づき、我が国の小・中・高等学校及び特別支援学校には学校図書館を設けるとともに、学校図書館の専門的職務を担う司書教諭を置かなければならないこととされている。司書教諭については当分の間、11学級以下の学校には置かないことができることとされており、文部科学省の調べによれば、12学級以上の学校における司書教諭発令の割合は、小学校で99.5%、中学校で98.2%、高等学校で94.4%と、ほとんどの学校で発令されているが、11学級以下の学校における割合は、2～3割程度にとどまっている（平成22年度）。なお、12学級以上の学校の司書教諭についても、その多くが学級担任等との兼職で、当該司書教諭が学校図書館を担当している時間数は非常に少ないのが現状であり、司書教諭の専任化が望まれる。

また、専ら学校図書館に関する業務を担当する、学校図書館担当職員（いわゆる「学校司書」）の配置については小中学校で増加する傾向にあり、その割合は、小学校で44.8%、中学校で46.2%、高等学校で69.4%となっている（平成22年度）。このように、学校図書館担当職員（いわゆる「学校司書」）の配置については、基本的な行政需要として各自治体から認識されつつあると考えられるものの、決して満足すべき状況とは言えない。厳しい財政状況の中ではあるが、なお一層の充実を図るため、さらなる取組が求められる。

さらに、文部科学省は、学校図書館図書の実を充実するため、「学校図書館図書標準」を設定し公立義務教育諸学校の学校規模に応じた蔵書の整備目標を定めており、この図書標準の達成を目指した地方財政措置（地方交付税交付金）として、直近では平成



19年度から23年度までの5年間を対象とした「学校図書館図書整備5か年計画」により毎年約200億円が措置されている。

このような状況を背景として、社会保障関係費の増加や高水準の公債費等、地方財政は依然として厳しい状況が続いているものの、市町村等における学校図書館図書費決算額は、平成18年度で約155億円、平成20年度で156億円、平成21年度で約158億円と増加傾向にあり、公立の学校図書館の蔵書は、年間約710万冊増加（平成21年度）するなど、我が国全体としては、学校図書館図書整備が着実に進んでいる。しかし、図書標準の達成状況を学校単位で見た場合、達成している学校の割合（平成21年度末）は、小学校で50.6%、中学校で42.7%にとどまっております。依然その割合は低い状況にあると言わざるを得ない。学校図書館の蔵書の整備状況は、地域による差があるのが現状であり、すべての学校で図書標準を達成することを目標としてさらなる充実を図ることが求められる。

近年、各学校では「朝の読書」活動が盛んに行われるようになっており、始業前に全校一斉の読書活動を実施している学校の割合は、平成22年度現在、小学校で87.4%、中学校で81.9%、高等学校で32.7%となっている。また、学校図書館と図書館との連携も年々進んできている。

あわせて、各地域で、地域のボランティア等を中心に、学校の教育活動を支援する「学校支援地域本部」や、放課後の様々な学習や体験活動の場を提供する「放課後子ども教室」などが実施されており、その中で、読み聞かせやお話会など学校図書館等を活用した取組も進められている。

さらに、大学図書館の現状について文部科学省が全国の国公立大学を対象として実施した「学術情報基盤実態調査」の結果を見ると、平成21年度の大学図書館の資料費の合計は約745億円、運営費の合計は約866億円で、前年度と比べると資料費は0.1%減、運営費は1.4%増となっている。大学総経費に占める割合は、資料費が1.1%、運営費が1.3%である。電子ジャーナル（電子媒体によって提供される形態の雑誌）に係る総経費は約208億円で、前年度に比べて12.4%の増となっている。一方で、洋雑誌の総購入種類数は減少傾向が続いている。なお、大学図書館の管理運営に当たっての組織・人員面における課題として、9割近くの大学が「専門性を有する人材の養成・確保」を挙げている。

(子どもの読書活動推進計画等の策定状況)

「子どもの読書活動の推進に関する法律」の定めに基づき、政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画を策定することとされており、現在、第2次の計画に基づく取組を推進中である。

あわせて、都道府県・市町村においても、それぞれの自治体内における子ども読書活動推進計画の策定に努めることが規定されている。文部科学省の調べによると、平成18年度末までにすべての都道府県において策定されており、平成22年度末現在

では43都道府県において第二次又は第三次の計画が策定されているが、市町村については、平成22年度末時点で策定済が46%、策定作業中が12%にとどまっている。

## (2) 読書活動の現状

### (国民の読書活動の現状)

日々の生活における「時間のすごし方」や1年間の「余暇活動」の状況など国民の暮らしぶりを5年ごとに調査する総務省「社会生活基本調査」結果によれば、平成18年の1年間に「趣味としての読書」を行った人（10歳以上）の割合は41.9%である。本調査で「趣味・娯楽」として挙げられた34項目の中では、「CD・テープ・レコードなどによる音楽鑑賞」52.4%、「DVD・ビデオなどによる映画鑑賞（テレビからの録画を除く）」45.9%に次いで3番目に高い値となっている。

年齢層別に見ると、10～14歳で50.6%と最も高く、その後も49歳まではおおむね50%近い数字となっているが、50歳以上は年齢が高いほど割合が低く、70歳以上は23.4%となっている。また、70歳以上を除き、どの年齢層でも女性の方が割合が高くなっている。

読書の頻度を見ると、「年に10～19日（月に1日）」との回答が7.9%と最も高く、次いで「年に200日以上（週に4日以上）」7.0%、「年に20～39日（月に2～3日）」6.9%となっている。

なお、昭和61年から5年ごとの調査結果を時系列で見ると、1年間に「趣味としての読書」を行った人（15歳以上）の割合は平成8年に37.6%と低くなっているものの、それ以外はおおむね40%台の前半から半ば程度で推移している。

また、毎日新聞社「第64回読書世論調査」（平成22年9月実施）の結果によれば、書籍を「読む」と答えた人は全体の48%で前年と変わらず、雑誌を「読む」と答えた人は58%で前年より3ポイント減となっている。読むジャンルは、「趣味・スポーツ」（49%）、「日本の小説」（36%）、「暮らし・料理・育児」（36%）、「健康・福祉・医療」（32%）が上位となっている。

1日の平均読書時間についてみると、書籍が約26分、雑誌が約24分の計49分（四捨五入の関係により計の数は一致しない）で前年より3分短くなっている。1ヶ月間の読書量については、おおむね若い人ほど読んでおり、書籍についてみれば、10代後半2.2冊、20代2.3冊、30代1.6冊、40代1.4冊、50代1.4冊、60代1.3冊、70代以上1.0冊となっている。本を読む量や時間について、71%が以前と比べて減ったと回答している。

### (小学生から大学生までの読書活動の現状)

文部科学省「平成22年度全国学力・学習状況調査」の結果から小学生・中学生の家や図書館における普段（月～金曜日）の1日の読書時間を見ると、小学生については、「10分以上、30分より少ない」との回答が26.5%と最も多く、「2時間以

上」との回答の6.4%を含め、62.7%が1日10分以上読書をしている。「全くしない」との回答は20.6%である。中学生については、「全くしない」との回答が最も多く37.6%となっており、10分以上読書をする割合は49.4%である。

また、各国の義務教育終了段階の15歳児（高校1年生）を対象としたOECD生徒の学習到達度調査（PISA）の2009年調査の結果によれば、「趣味で読書をすることはない」と回答した我が国の生徒の割合は、2000年調査からは減少（55.0%から44.2%へ）しているものの、諸外国（OECD平均37.4%）と比べると依然として多い。また、「読書は、大好きな趣味の一つだ」、「本の内容について人と話すのが好きだ」、「本屋や図書館に行くのは楽しい」について、「どちらかといえばあてはまる」又は「とてもよくあてはまる」と回答した生徒の割合は、いずれもOECD平均を上回っている。

なお、PISA2009において、読解力の平均得点と趣味としての読書に費やす時間との関係を見ると、我が国もOECD平均も「1日1時間～2時間」までの間は読書時間が長いほど読解力の得点が高いが、「1日2時間より長い」場合には得点が「1日1時間～2時間」よりも低くなっている。

さらに、全国大学生生活協同組合連合会「学生の消費生活に関する実態調査」（平成22年10月実施）によれば、大学生の1日の平均読書時間は「冊子」（紙の印刷物）について27.0分、「電子書籍」（PCや携帯端末で読む書籍）について6.1分である。全く読書をしない人は「冊子」37.7%、「電子書籍」77.6%、双方ともない人は33.8%となっている。

### （3）読書環境の変化の動向、特にICTの影響

近年のICTの急速な発展は、読書の在り方にも大きな影響を与えるようになってきている。

例えば、「ケータイ小説」の登場は近年の大きな変化の一つである。株式会社「魔法のiらんど」が運営する「ケータイ小説」のウェブサイト「魔法の図書館」には、中高生や20代前半の女性たちを主な書き手とする約200万タイトルの「ケータイ小説」が掲載されている。読者は、携帯電話で小説を読んだ後に、書籍を購入して読むことも多い。「ケータイ小説」の書き手の多くはプロではないため、「内容が薄い」との批判もあるが、身近な携帯電話をツールとして自由に書きつづり、その作品をインターネット上のコミュニティサイトを通して不特定多数の人たちに発表することが可能となったことにより、自らが書き手であり、また読み手でもあるという今までにない読書環境が醸成された。この手軽さ、敷居の低さは、これまで読書に親しむ機会がなかった若者たちが、「ケータイ小説」を入口とし、より深い読書の世界につながるきっかけとなる可能性もある。

「国民読書年」の平成22年は、我が国における「電子書籍元年」ともいわれ、紙媒体の本と併せて、また単独で、電子書籍の出版が次々に行われ、読書を楽しむための新しい電子端末も相次いで登場した。

電子書籍には、その取扱いをめぐって、解決すべき課題も種々存在する一方で、出版側における経費の削減や「絶版」の回避、読み上げや文字の拡大機能等の活用による障害者や高齢者のアクセシビリティの向上などの様々なメリットも指摘されている。このような中、まだ数は少ないものの、図書館の中にも電子書籍の貸出に取り組む館や、地域資料等のデジタル・アーカイブ化に積極的に取り組む館も出てきている。

また、国立国会図書館の所蔵資料が損傷・劣化する前に電子化し、原資料を文化遺産として保存することができるよう、平成21年に著作権法が改正され、従来は資料の保存のため必要がある場合に限定されていた所蔵資料の電子化を、納本後直ちに行うことができることとされた。このことを踏まえ、国立国会図書館では、平成21年度補正予算約127億円、22年度補正予算約10億円の経費を用いて、過去（1968年まで）の出版物の画像によるデジタル化が進められるとともに、オンライン流通電子出版物の収集に関する取組が行われている。一方、文化庁においては、知の資産の有効活用と電子書籍流通の基盤整備の今後あるべき姿について検討を進めるため、平成22年11月に「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」が設置され、国立国会図書館のデジタル化資料の活用の在り方をはじめとした、電子書籍の流通と利用の円滑化の在り方について検討が進められている。

前出の毎日新聞社の調査（平成22年9月）によれば、「電子端末やパソコン、携帯電話などで本を読んだことがある」人は全体の10%、「読んだことがない」人のうち、「電子端末やパソコン、携帯電話などで本を読みたい」人は21%と、電子書籍自体の浸透度は現時点では必ずしも高い水準にはないようである。この背景には、現状では国内の電子書籍の出版点数が相対的に少ない状況にとどまっており、読者に対して十分な魅力を持ち得ていないこともあると考えられる。

しかしながら、知のデジタルアーカイブ化への動きや、読書の方法に関わるICTの革新は日々目覚ましく、今後、ICTを活用した新しい読書環境が急速に広がっていくことが予想される。その動向はまだ予測しきれないものの、従来の出版の形態や書店などの在り方、図書館の在り方、人々の読書スタイルなどに大きな影響を与えるのはもちろんのこと、人と知との関わり方、産業や社会の在り方自体も大きく変えていく可能性がある。例えば、これまでの本と人との有機的な関係を壊すことにつながるのではないかと悲観的な見方がある一方で、良い方向に作用すれば、「本」というメディアと電子メディアとの相互補完による新しい読書環境の実現につながるかもしれない。さらには新たなビジネスチャンスを生むことにもつながるかもしれない。こうした変化をどうとらえ、どのように対応していくのかが今後の社会全体に問われている。

### 第3章 人の、地域の、日本の未来を育てる読書環境の実現のために ～3つの提言～

- ◇ 我が国の読書をめぐる環境は全体として厳しい状況にあり、また、様々な情報手段や娯楽の登場に伴い、個人の読書時間は減少傾向となっている。こうした状況が、読書を通じて得られる言語力、表現力などの重要性を軽視する風潮などとあいまって、我が国の知的基盤を弱体化させ、豊かな未来への足がかりを失わせる危機につながることを懸念される。
- ◇ こうした認識のもと、今一度読書の意義に立ち返り、誰もが読書に親しみ、その恵沢を等しく享受できる環境づくりに向けて、国、自治体、さらには社会全体で早急に取り組むため、以下の3点を提言する。
  - 提言1 読書で人を育てる、「読書を支える人」を育てる
  - 提言2 住民参加で自治体ごとの「読書環境プラン」（仮称）を策定し、実現する
  - 提言3 読書の新しい可能性や将来像を構想し、推進するためのプラットフォーム（基盤となる「場」）をつくる

ここまで述べてきたように、読書については、その意義にかんがみ、これまでも関連する法律の制定や国会決議による「国民読書年」の実施をはじめ、推進のための取組が行われてきた。

しかしながら、こうした取組にもかかわらず、第2章で見たように、読書をめぐる環境が急速に変化する中で、現状は極めて厳しい状況にある。

本協力者会議では、市を挙げて「読書活動日本一のまちづくり」に取り組んでいる鹿児島県出水市や、県が中心となって司書教諭や学校司書の配置、図書整備を推進している島根県教育委員会などの意欲的な取組が紹介されたが、多くの自治体や学校においては、読書に関わる取組の優先順位は相対的に低いものにとどまっている。個人についても、インターネットをはじめとする様々な情報手段や娯楽が登場する中で読書に割く時間は相対的に減少傾向にある。また、個人間のみならず地域間にも経済的な格差が広がっており、そのことが人々の読書活動にも影響を与えているとの指摘もある。

もとより、読書は強制されて進捗するものではなく、国民一人一人が自主的に判断し、行うものである。

しかしながら、第1章でも述べたように、読書は、一人一人が自立して、かつ、他者との関わりを築きながら豊かな人生を生きていく基盤を形成するものであり、また、今後の社会の最大の資源である「知」へのアクセスや、新たな「知」の創造の鍵となるものである。読書は目立たず、その効用は普段目に見えにくいものであるが、明らかに社会を根底で支える不可欠の文化的インフラである。

このことを踏まえれば、暗記に頼り、「なぜ」を考えなくても通用するような選抜試験が社会の中で幅をきかせ、読書を通じて得られる言語力や表現力、教養などが軽視されがちとなっている風潮や、親の経済力や居住している自治体の財政力によって読書環

境に大きな格差が生じている現状は、極めて憂慮すべきものと言わなければならない。このような現状は、確実に我が国社会の知的基盤を痩せさせ、貧弱なものとしてしまうだろう。そしてこのことは、豊かな未来を創造するための足がかりを失わせる危機へとつながるものである。

とりわけ、我が国が東日本大震災という未曾有の災害から立ち上がろうとする中であって、未来を構想し、実現していく上で、読書を通じてもたらされる人類の知の蓄積や先人の経験、知恵は、我々にこの上なく大きな示唆を与えてくれる。

我々は、今一度読書の意義に立ち返り、国民の誰もが読書に親しみ、その恵沢を等しく享受することのできる環境づくりに取り組まなければならない。そのために、国や自治体はもちろん、国民一人一人を含めた社会全体で問題意識を共有し、早急に取り組を開始する必要がある。

こうした環境を実現するために求められることは多いが、ここでは特に重点的に取り組むべき課題と方策について、3点に絞って提言したい。また、ここに提言した内容については、今後政府において策定される第三次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」にも適切に反映されるよう希望する。

なお、こうした提言を実現していくためには、言うまでもなく相応の予算が必要となる。読書の重要性を深く認識した関係者の積極的な取組と努力に期待したい。

## 提言 1 読書で人を育てる、「読書を支える人」を育てる

すでに述べたように、我が国の未来をつくる人材を育てる上で、読書は欠くことのできないものである。同時に、質の高い読書活動のためには、それを「支える人」の存在が決定的に重要である。読書は、極めて自由で個人的な営みであるが、だからこそ、その意義についての理解が社会全体で共有されるとともに、専門的能力を備えた人材によってその環境が支えられる必要がある。

### <提言のポイント>

#### ① 自治体の首長や議員の理解を得る

まず、読書の意義について、とりわけ自治体の首長や議員の方々に理解を求めたい。多くの自治体では、読書に関する施策の優先順位は低く位置付けられがちであり、このことは例えば学校図書館の蔵書の整備状況のように、地域による読書環境の差として現れているとも考えられる。今後の知識基盤社会における人づくり、社会づくりに当たっての読書の重要性について、地域において首長等の理解を得る努力が求められる。首長等には、図書館や学校をはじめとする読書の現場の実態をぜひ十分に認識され、改善に向けたリーダーシップをとっていただきたい。

また、自治体内に読書を専門に担当する組織を明確に位置付けるとともに、そこに適切な人材を配置し、継続的な研修によって更に資質向上を図るなど、行政の推進体

制を整備することも大きな推進力になると考える。

こうした取組に資するため、国をはじめとする関係者は、読書の意義や読書推進の優れた取組に係る情報発信などに取り組む必要がある。

## ② 司書や司書教諭等の読書に関する専門的職員を充実する

読書に関わる職員に優秀で意欲的な人材を得ること、特に、図書館の司書、学校図書館の司書教諭、学校図書館担当職員（いわゆる「学校司書」）などの専門的職員を確保することが重要である。さらには、障害のある人、外国人などの様々なニーズに対応できる専門家の育成も求められる。

個人が巨大な知の世界に向き合うきっかけをつくるとともに、その時々に必要な本や情報を見つけ出したり、限りある時間の中で読書の質を高めたりするためには、適切な案内役が必要である。特に、子どもの読書に際しては、その発達段階などを踏まえ、教員や司書、親など大人が適切な図書を示すなど、読書のアドバイザーとして読書の楽しさを実感させ、知的好奇心を引き出すことが重要である。

すべての学校で読書に関する教育を保障するためのカリキュラムや指導計画が必要であり、それを実現するため、学校の教育課程に「読書」ないしは「共読学習」というべきものを組み込むことや、現在学校図書館法等で当分の間11学級以下の学校には置かないことができるとされている司書教諭をすべての学校に必置とし、その専任化を推進すること、司書教諭資格の取得を進めること、学校図書館担当職員（いわゆる「学校司書」）の配置やその常勤化を推進する方策についても検討されるべきである。また、教員の役割の重要性にかんがみ、教員養成に当たって、各大学の自主的判断のもと読書に関する指導力向上や図書館活用教育の向上を図るため、例えば「読書教育」、「図書館活用教育」、「リテラシー教育」などを導入することについても検討されるべきである。

あわせて、保育所を含む幼児教育から大学までの各段階を通じて、すべての教員は自ら読書に親しんでほしい。また、家庭では、親も子どもと一緒に本を読んでほしい。

さらに、財政的な事情のみによる公立図書館の非常勤司書の増加や指定管理者制度の導入は、安定的な図書館運営はもとより、図書館を支える専門的職員の育成の観点などからも懸念される課題が多いことについて、改めて関係者の留意を求めたい。

## ③ 地域で読書に関わるすべての人を支援する

地域には、読書サークルなどを通じてボランティアで読書を支える活動に取り組んでいる人々が存在している。こうした活動は、読書環境の充実はもとより、地域における人々の信頼関係や結びつきを高め、地域の安定や人々の安心、幸福感の増大に貢献する、いわばソーシャル・キャピタルであり、その活動を広く支援することが必要である。また、こうした活動が相互に連携し、ネットワークすることによって地域の様々な関係者による横断的な「読書コミュニティ」として発展していくよう、図書館等が中核となって支援することも期待される。

また、独立行政法人国立青少年教育振興機構の「子どもゆめ基金」を一層活用し、草の根レベルでの読書活動を引き続き推進していくことが求められる。

さらに、すでに述べた図書館の司書、教員はもとより、書店員、ボランティアなど本に関わり、支える様々な「人」の資質向上が重要である。国や自治体、関係団体などは、こうした人材の育成のための資格制度や能力の認証制度の検討、より充実した教育研修プログラムの開発・実施に取り組むべきである。

## 提言2 住民参加で自治体ごとの「読書環境プラン」(仮称)を策定し、実現する

誰もが質の高い読書環境を確保できるようにするための基本戦略として、自治体ごとに、住民参加で独自の「読書シビルミニマム」(読書生活保障の最低基準)を設定するとともに、その実現のための地域の「読書環境プラン」(仮称)を策定し、それぞれの地域の特色を活かしながら、各自治体が責任を持って実施していくことを提案したい。本を媒介に顔の見える絆を地域で形づくり、読書に関わる質の保証を可視化し、具体的に推進することを目指す。こうした取組は、地域に根ざす文化や方言などの保存・継承の上でも有意義であり、あわせて、地域における「新しい公共」の具体的な実現にも大きな役割を果たすであろう。

策定に当たっては、国、自治体、学校、図書館、地域の関連施設、住民等、各主体の役割を明確化した上で、それぞれが自らの責任を果たすべく協働することが重要である。また、読書に関しては、すでに述べたように「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき国や都道府県、市町村が策定する子ども読書活動推進に係る計画があるが、「読書環境プラン」の策定に当たっては、こうした計画も十分に踏まえ、一体的な取組を進めることが求められる。

### <提言のポイント>

#### ① 市町村が、主体的に、それぞれの独自性を活かして取り組む

この取組の中心となるのは、自治体、とりわけ市町村である。それぞれの地域の特性を踏まえ、幅広い関係者、住民の参加を得て、自らの責任で「読書シビルミニマム」、「読書環境プラン」を策定する。その際、首長を含めた自治体全体での取組とすることが重要である。例えば、中学校区を単位として、人口動態、年齢構成なども踏まえつつ、乳幼児から高齢者、障害を持つ人など様々な人々が、学校図書館や図書館、公民館、書店などにおいていかに読書にアクセスできるようにするか、また、サービスの内容や読書を支える人材の配置はどうあるべきかなどについて、コーディネーターを中心に具体的な検討を行い、その自治体の最低基準の「読書シビルミニマム」として明確化する。そして、それを達成するための「読書環境プラン」を策定し、実施することで、地域の読書環境の充実を図っていく。その過程においては、実施状況のフォローアップや評価を行い、広く結果を公表するとともに、必要に応じた見直しを行うことが求められる。

こうして形成される関係機関や住民のネットワークは、同時に、まちづくりの骨格を担うことにもなる。図書館や学校など読書を中心に、人々が学び、交流



し、地域づくりに取り組む新しいまちづくりが広がっていくことを期待したい。

## ② 学校や保育所、児童館、公民館等の読書環境を充実する

学校や保育所、児童館、公民館等の関係者は、「読書シビルミニマム」や「読書環境プラン」の設定・実現に積極的に参画するとともに、それぞれの施設を地域の読書環境の重要な資源としてとらえ直し、蔵書の充実や運営の改善を図ることが求められる。

人間の心は、生まれてからの経験に基づいた記憶の集合体として形成されるものであり、成長した人間の心の状態は、初期の経験、すなわち幼児体験に強く依存するとの指摘がある。すべての子どもたちが、人生において読書の喜びを味わい、その恩恵に浴することができるよう、幼児期からの環境づくりが大切であり、例えば、幼稚園や保育所、児童館、公民館等は、子どもが乳幼児の時期から親子で読書に親しむことができる場として、また、本を媒介にして様々な親子がつながることのできる子育ての広場として、重要な役割を果たすことが期待される。

また、学校には、子どもの発達段階に応じ、読書を、学習指導要領に定められた「言語活動」はもとより、コミュニケーション活動や思索活動の充実、図解能力や企画・提案能力の向上などにも活かすよう意識した取組を期待したい。そのような取組を実現するため、学校図書館を「読書センター」、「学習・情報センター」、「共読プラザ」などとして位置付け、その機能の向上を図る必要がある。このため、市町村等が中心となって、専門的な人材配置による人的体制強化や、学校図書館図書標準の達成を目指した図書整備、新聞や多様な図書資料の充実による物的体制整備を積極的・計画的に進めるなど、学校における読書環境の充実を図ることが必要である。自治体においては、学校図書館図書整備5か年計画に基づく地方交付税措置について、ぜひ学校図書館図書の購入及び更新のために優先的に活用されるよう要望したい。

## ③ 図書館の機能強化を図る

図書館には、「読書シビルミニマム」や「読書環境プラン」の設定・実現において専門的な見地から極めて重要な役割を果たすことが期待される。障害を持つ人や高齢者を含め、すべての住民が読書に親しむことができるような環境の整備やサービスの充実に取り組むことが必要である。あわせて、蔵書やICT環境を充実するとともに、他施設等との連携を強化することなどにより、読書の場としてはもちろん、個人の、また、地域の様々な課題解決へのアクセスポイントとして機能することができるよう、充実を図る必要がある。

## ④ あらゆる世代の住民が参画し、議論し合う

市町村の主体性に加え、住民の協働・参画こそが、この提案の肝である。自分たちの地域で、どのような読書環境を実現するべきか、そのためにどのような取組が必要かについて、人任せにするのではなく、中高生などの若い世代も含めた住民自らが考え、判断し、計画を策定するのである。その中で、「読書シビルミニマム」や

「読書環境プラン」の設定の議論に参画するだけでなく、例えば、地域の図書館をどう良くするかなどの具体的な課題について「熟議」したり、自らもボランティア等として主体的に関わったりすることを通じて、地域の「新しい公共」の担い手が育成されることも期待される。

## ⑤ 国は自治体の取組を強力に支援する

国は、全国的な水準確保の観点から、学校教育における読書活動の意義等について周知を図るとともに、学校図書整備について、現行の「学校図書館図書整備5か年計画」が終了した後も引き続き、市町村等が図書標準の達成に向けて蔵書の整備を計画的に進められるよう、必要な措置を行うことが求められる。また、図書館の設置・運営に関する望ましい基準の整備等を通じて、自治体に質の高い取組を促すべきである。さらに、優れた取組の顕彰やそれに関する情報発信などを通じ、各自治体等の取組を側面から強力に支援していくことが求められる。

### 提言3 読書の新しい可能性や将来像を構想し、推進するためのプラットフォーム(基盤となる「場」)をつくる

これまで読書は、単に「本を読むこと」としてのみ受け止められがちであったが、本来、本は、単に「読まれる」だけでなく、人と人とをつなぎ、知的コミュニケーションの起点となり、さらには広く社会の在り方にも影響を与え得る多様な可能性や潜在力を持っている。こうした読書の力を幅広い観点から受け止め、活かしていくための様々な試みの基盤となるプラットフォームづくりを提言したい。

#### <提言のポイント>

### ① 本を起点としたコミュニケーションを活発化させる

読書の可能性や力を活かし、読書会や読書サークル、イベントなどを通じて読書体験を共有化し、本を通じたコミュニケーションを活発化する取組を促進することを提案したい。日常的に、ちょっとした仕事の集まりや研修の機会に本を紹介し合うことや、日頃の読書の成果を何らかの形にしてコンクール形式で競うようなイベントなども楽しく意義深いものとなろう。高齢者が地域で交流しながら読書を楽しむことのできるような場づくりやライフスタイルを提案することも考えられる。互いに「本を贈り合う文化」が広まっていくことも期待したい。

「本と読書のある風景」を生活のあちこちに作り出すことによって、人々と「知」との接点を増やしていくことができる。このためにも、ワーク・ライフ・バランスを改善し、働き盛りの大人が本に接することのできる時間を増やしていくことも呼びかけたい。

また、おびただしい数の本がすでに存在し、さらに日々新たに生み出される中であって、人と本との幸福で意外な出会いを可能とし、様々な知的好奇心に応えることの

できる読書環境を実現するためには、本を検索するシステムの在り方や、司書をはじめとする専門的職員の選書能力の向上方策などについても関係者間で多様な検討がなされるべきであろう。その関連で、例えば、図書館において、全体の書棚の1割程度を、館独自の方針で選書した特色ある本を独自の方針で並べたものにするなどの試みも検討されて良いのではないか。

## ② 読書に関する関係者の力を結集したプラットフォームをつくる

読書を、本にまつわるあらゆることとしてとらえ直すと、その可能性や影響が広く社会の各分野に及ぶことに気付く。しかしながら、これまで、そういった切り口から読書を見つめ、研究する活動はほとんど行われてこなかった。読書を今後の我が国社会の文化的インフラとしてとらえるのであれば、読書について、例えば、経済学、社会学、脳科学、心理学、教育学など、様々な分野との関わりやその観点からの総合的な研究が進められるべきである。同様の視点から、日本語の持つ特性や限界と読書との関係、諸外国における読書をめぐる状況などについても調査・分析が求められる。

I C Tの発展に伴い、読書をめぐる環境は大きく変化しており、「知」の在り方や、人と「知」との関わり方も変化を続けている。このような中であって、今後、人づくり、地域づくり、国づくりを読書の力で支えていくためには、読書の可能性や将来像について構想し、調査研究を推進するとともに、読書の意義や楽しさを広く発信していくことが求められる。あわせて、読書に関わる様々な主体の取組を社会的に評価することによって、一層鼓舞し、質の向上を促していくような役割も重要である。そのためには、読書に関する関係者の力を結集し、現場と電子ネットワークの両者をつなぐ機能も持ったプラットフォームを構築することが必要であり、その在り方について引き続き検討する必要がある。こうしたハイブリッドなプラットフォームを中心に、読書の推進が永続的な取組となるよう、社会全体で取り組むことこそが、「国民読書年」が次代にもたらす成果となるものとする。

## おわりに

東日本大震災の被災地では、読書を取り巻く環境も大きな被害を受けた。多くの図書館や学校図書館、公民館図書室、書店が直接の被災や停電などの影響で閉鎖せざるを得ない状況に追い込まれたのをはじめ、製本や流通のシステムも深刻なダメージを被った。

そのような状況の中、本は多くの人々の心を支え、力を与えている。被災地では、避難所で共有された本が子どもたちをはじめ多くの人々の心を癒し、元気づけたと伝えられる。1冊の雑誌を100人以上が順番に読んだというエピソードや、何とか営業を再開した書店に多くの客が押し寄せたという話も聞く。

被災地の人々を支援するため、出版社や図書館などの関係者をはじめ、多くの人々が本を集めて被災地に送ったり、現地に赴いて子どもたちへの読み聞かせを行ったりした。企業によるタブレット型電子書籍リーダーの寄贈や無料貸出、被災した図書館への備品の寄附なども行われている。各地の図書館では、レファレンスサービスを通じて被災地で必要とされる情報を迅速に提供したり、より詳細な情報を提供するために被災地の地元新聞を新たに購入し閲覧に供したりといった試みも行われている。こうした多くの志によって、被災地の読書環境は少しずつ改善されようとしている。

今後、本格的な読書環境の復興に向けて、課題は山積している。例えば、図書館や公民館の復旧のために、国には十分な財政支援を行うことが求められる。同時に、建物の耐震化など防災機能の強化も不可欠であろう。

また、今後、被災地の自律的な復興・発展の成否を握るのは、地域の中での人々の連帯の絆であると考えられる。そうしたコミュニティの紐帯を形成していくための拠点として、ぜひ図書館や学校を位置付けてほしい。図書館や学校は、人々が今後の地域の在り方について考え、学び、議論を深めていくことをサポートするための資源の宝庫である。そこに、新たに様々な関係者のコーディネートを行う人材を配置し、地域の書店や企業、NPO、団体等の参画も得つつ、第3章で提案した「読書環境プラン」を切り口に、今後の地域の在り方そのものを全員参加で考え、創り上げていってはどうだろうか。その過程で生まれる人間同士のつながりや信頼関係は、温かく強い地域の再興の大きな力となるに違いない。

大震災は、そのあまりにも甚大な被害と引き換えに、読書が我々一人一人にとって、また社会にとってかけがえのないものであることを改めて認識させるものでもあった。そのかけがえのない読書をめぐる状況は、しかし今、全国的な規模で危機に向かおうとしている。我々はこうした厳しい現状を認識した上で、新しい時代の人と読書の関係づくりに取り組んでいかななくてはならない。

資 料 編

# 図書館法（昭和二十五年四月三十日法律第百十八号）

第一章 総則（第一条—第九条）

第二章 公立図書館（第十条—第二十三条）

第三章 私立図書館（第二十四条—第二十九条）

附則

## 第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

（図書館奉仕）

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルム収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

（司書及び司書補）

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

- 一 大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの
  - 二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
  - 三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
    - イ 司書補の職
    - ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの
    - ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。
- 一 司書の資格を有する者
  - 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

- 2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(司書及び司書補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(協力の依頼)

第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

- 2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

## 第二章 公立図書館

### (設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第十一条 削除

第十二条 削除

### (職員)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

### (図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

### (入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第十八条 削除

第十九条 削除

### (図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条 削除

第二十二条 削除

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。

二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。

三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。



### 第三章 私立図書館

#### 第二十四条 削除

(都道府県の教育委員会との関係)

第二十五条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第二十六条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第二十九条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

附則

(略)

---

## 学校教育法（抄）（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）

第二十一条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成十八年法律第二十号）第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

五 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。

---

## 学校図書館法（昭和二十八年法律第百八十五号）

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校（特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
- 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
- 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。

2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

- 2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。
- 3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。
- 4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(設置者の任務)

第六条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(国の任務)

第七条 国は、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 三 前各号に掲げるものの外、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和29年4月1日から施行する。

(司書教諭の設置の特例)

- 2 学校には、平成15年3月31日までの間（政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間）、第五条第一項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

# 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成十三年十二月十二日法律第百五十四号）

## （目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

## （基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

## （国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

## （地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## （事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

## （保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

## （関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

## （子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

## （都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めな

ければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

# 文字・活字文化振興法（平成十七年七月二十九日法律第九十一号）

## （目的）

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

## （定義）

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

## （基本理念）

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

- 2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。
- 3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

## （国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

## （地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## （関係機関等との連携強化）

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

## （地域における文字・活字文化の振興）

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、

文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 国民読書年に関する決議（平成20年6月6日）

### 【衆議院本会議】

#### 国民読書年に関する決議

文字・活字は、人類が生み出した文明の根源をなす崇高な資産であり、これを受け継ぎ、発展させて心豊かな国民生活と活力あふれる社会の実現に資することは、われわれの重要な責務である。

しかしながら、我が国においては近年、年齢や性別、職業等を越えて活字離れ、読書離れが進み、読解力や言語力の衰退が我が国の精神文明の変質と社会の劣化を誘引する大きな要因の一つとなりつつあることは否定できない。

我が国の国会はこうした危機意識から、平成十一年（西暦一九九九年）に「子ども読書年に関する決議」を衆参両院で採択、平成十三年（西暦二〇〇一年）には「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定、さらに平成十七年（西暦二〇〇五年）には「文字・活字文化振興法」を制定し、具体的な施策の展開を政府とともに進めてきた。

学校における「朝の読書運動」の急速な浸透、読書の街づくりの広がり、様々な読書グループの活性化など、国民の間の「読み・書き」運動の復活、振興などはその効果の顕著な例である。

こうした気運の一層の発展をめざし、われわれは「文字・活字文化振興法」の制定から五年目の平成二十二年（西暦二〇一〇年）を新たに「国民読書年」と定め、政官民協力のもと、国をあげてあらゆる努力を重ねることをここに宣言する。

右決議する。

### 【参議院本会議】

#### 国民読書年に関する決議

文字・活字によって、人類はその英知を後世に伝えてきた。この豊穡で深遠な知的遺産を受け継ぎ、更に発展させ、心豊かな社会の実現につなげていくことは、今の世に生きる我々が負うべき重大な責務である。

しかし、近年我が国でも「活字離れ」と言われて久しく、年齢層を問わず、読書への興味が薄れていると言わざるを得ない。これが言語力、読解力の衰退や精神文明の変質の大きな要因の一つとなりつつあることは否定できない。

我々はこの事実を深刻なものと受け止め、読書の価値を見直し、意識の啓発を目指し、政府と協力してあらゆる活動を行ってきた。一九九九年に「子ども読書年に関する決議」を両院で採択、二〇〇一年には「子どもの読書活動の推進に関する法律」を立法、さらに二〇〇五年には「文字・活字文化振興法」を制定し、具体的な施策の展開を推し進めてきた。

それらに呼応して「朝の十分間読書運動」の浸透、読書の街づくりの広がり、様々な読書に関する市民活動の活性化など、読書への国民の意識は再び高まりつつある。

この気運を更に高め、真に躍動的なものにしていくため、二〇一〇年を新たに「国民読書年」と定めたいと思う。これにより、政官民が協力し、国をあげてあらゆる努力を重ねることをここに宣言する。

右決議する。

## 幼稚園教育要領（抄）

### 第2章 ねらい及び内容

#### 言葉

〔 経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。 〕

#### 1 ねらい

(3) 日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、先生や友達と心を通わせる。

#### 2 内容

(7) 生活の中で言葉の楽しさや美しさに気付く。

(8) いろいろな体験を通じてイメージや言葉を豊かにする。

(9) 絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わう。

#### 3 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

(3) 絵本や物語などで、その内容と自分の経験とを結び付けたり、想像を巡らせたりするなど、楽しみを十分に味わうことによって、次第に豊かなイメージをもち、言葉に対する感覚が養われるようにすること。

---

## 小学校学習指導要領（抄）

### 第1章 総則

#### 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2. 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。

(10) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。

### 第2章 各教科

#### 第1節 国語

#### 第2 各学年の目標及び内容

〔第1学年及び第2学年〕

#### 1 目標

(3) 書かれている事柄の順序や場面の様子などに気付いたり、想像を広げたりしながら読む能力を身に付けさせるとともに、楽しんで読書しようとする態度を育てる。

#### 2 内容

##### C 読むこと

(1) 読むことの能力を育てるため、次の事項について指導する。

ア 語のまとまりや言葉の響きなどに気を付けて音読すること。

イ 時間的な順序や事柄の順序などを考えながら内容の大体を読むこと。

ウ 場面の様子について、登場人物の行動を中心に想像を広げながら読むこと。

エ 文章の中の大事な言葉や文を書き抜くこと。

オ 文章の内容と自分の経験とを結び付けて、自分の思いや考えをまとめ、発表し合うこと。



カ 楽しんだり知識を得たりするために、本や文章を選んで読むこと。

(2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。

ア 本や文章を楽しんだり、想像を広げたりしながら読むこと。

イ 物語の読み聞かせを聞いたり、物語を演じたりすること。

ウ 事物の仕組みなどについて説明した本や文章を読むこと。

エ 物語や、科学的なことについて書いた本や文章を読んで、感想を書くこと。

オ 読んだ本について、好きなところを紹介すること。

### 〔第3学年及び第4学年〕

#### 1 目標

(3) 目的に応じ、内容の中心をとらえたり段落相互の関係を考えたりしながら読む能力を身に付けさせるとともに、幅広く読書しようとする態度を育てる。

#### 2 内容

##### C 読むこと

(1) 読むこと的能力を育てるため、次の事項について指導する。

ア 内容の中心や場面の様子がよく分かるように音読すること。

イ 目的に応じて、中心となる語や文をとらえて段落相互の関係や事実と意見との関係を考え、文章を読むこと。

ウ 場面の移り変わりに注意しながら、登場人物の性格や気持ちの変化、情景などについて、叙述を基に想像して読むこと。

エ 目的や必要に応じて、文章の要点や細かい点に注意しながら読み、文章などを引用したり要約したりすること。

オ 文章を読んで考えたことを発表し合い、一人一人の感じ方について違いのあることに気付くこと。

カ 目的に応じて、いろいろな本や文章を選んで読むこと。

(2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。

ア 物語や詩を読み、感想を述べ合うこと。

イ 記録や報告の文章、図鑑や事典などを読んで利用すること。

ウ 記録や報告の文章を読んでまとめたものを読み合うこと。

エ 紹介したい本を取り上げて説明すること。

オ 必要な情報を得るために、読んだ内容に関連した他の本や文章などを読むこと。

### 〔第5学年及び第6学年〕

#### 1 目標

(3) 目的に応じ、内容や要旨をとらえながら読む能力を身に付けさせるとともに、読書を通して考えを広げたり深めたりしようとする態度を育てる。

#### 2 内容

##### C 読むこと

(1) 読むこと的能力を育てるため、次の事項について指導する。

ア 自分の思いや考えが伝わるように音読や朗読をすること。

イ 目的に応じて、本や文章を比べて読むなど効果的な読み方を工夫すること。

ウ 目的に応じて、文章の内容を的確に押さえて要旨をとらえたり、事実と感想、意見などとの関係を押さえ、自分の考えを明確にしながら読んだりすること。

エ 登場人物の相互関係や心情、場面についての描写をとらえ、優れた叙述について自分の考えをまとめること。

- オ 本や文章を読んで考えたことを発表し合い、自分の考えを広げたり深めたりすること。
- カ 目的に応じて、複数の本や文章などを選んで比べて読むこと。

(2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。

- ア 伝記を読み、自分の生き方について考えること。
- イ 自分の課題を解決するために、意見を述べた文章や解説の文章などを利用すること。
- ウ 編集の仕方や記事の書き方に注意して新聞を読むこと。
- エ 本を読んで推薦の文章を書くこと。

### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1. 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(2) 第2の各学年の内容の「A話すこと・聞くこと」、「B書くこと」、「C読むこと」及び〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕に示す事項については、相互に密接に関連付けて指導するようにするとともに、それぞれの能力が偏りなく養われるようにすること。その際、学校図書館などを計画的に利用しその機能の活用を図るようにすること。また、児童が情報機器を活用する機会を設けるなどして、指導の効果を高めるよう工夫すること。

(5) 第2の各学年の内容の「C読むこと」に関する指導については、読書意欲を高め、日常生活において読書活動を活発に行うようにするとともに、他の教科における読書の指導や学校図書館における指導との関連を考えて行うこと。学校図書館の利用に際しては、本の題名や種類などに注目したり、索引を利用して検索をしたりするなどにより、必要な本や資料を選ぶことができるように指導すること。なお、児童の読む図書については、人間形成のため幅広く、偏りがないように配慮して選定すること。

3. 教材については、次の事項に留意するものとする。

(1) 教材は、話すこと・聞くこと的能力、書くこと的能力及び読むこと的能力などを偏りなく養うことや読書に親しむ態度の育成を通して読書習慣を形成することをねらいとし、児童の発達の段階に即して適切な話題や題材を精選して調和的に取り上げること。また、第2の各学年の内容の「A話すこと・聞くこと」、「B書くこと」及び「C読むこと」のそれぞれの(2)に掲げる言語活動が十分行われるよう教材を選定すること。

## 第2節 社会

### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1. 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(3) 学校図書館や公共図書館、コンピュータなどを活用して、資料の収集・活用・整理などを行うようにすること。また、第4学年以降においては、教科用図書「地図」を活用すること。

## 第5章 総合的な学習の時間

### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2. 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(6) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。

## 第6章 特別活動

### 第2 各活動・学校行事の目標及び内容

#### 〔学級活動〕

#### 2 内容

[共通事項]

- (2) 日常生活や学習への適応及び健康安全  
オ 学校図書館の利用

---

## 中学校学習指導要領（抄）

### 第1章 総則

#### 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2. 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。
- (11) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。

### 第2章 各教科

#### 第1節 国語

##### 第2 各学年の目標及び内容

###### [第1学年]

#### 1 目標

- (3) 目的や意図に応じ、様々な本や文章などを読み、内容や要旨を的確にとらえる能力を身に付けさせるとともに、読書を通してものの見方や考え方を広げようとする態度を育てる。

#### 2 内容

##### C 読むこと

- (1) 読むことの能力を育成するため、次の事項について指導する。
- ア 文脈の中における語句の意味を的確にとらえ、理解すること。
- イ 文章の中心的な部分と付加的な部分、事実と意見などを読み分け、目的や必要に応じて要約したり要旨をとらえたりすること。
- ウ 場面の展開や登場人物などの描写に注意して読み、内容の理解に役立てること。
- エ 文章の構成や展開、表現の特徴について、自分の考えをもつこと。
- オ 文章に表れているものの見方や考え方をとらえ、自分のものの見方や考え方を広くすること。
- カ 本や文章などから必要な情報を集めるための方法を身に付け、目的に応じて必要な情報を読み取ること。
- (2) (1)に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。
- ア 様々な種類の文章を音読したり朗読したりすること。
- イ 文章と図表などとの関連を考えながら、説明や記録の文章を読むこと。
- ウ 課題に沿って本を読み、必要に応じて引用して紹介すること。

###### [第2学年]

#### 1 目標

- (3) 目的や意図に応じ、文章の内容や表現の仕方に注意して読む能力、広い範囲から情報を集め効果的に活用する能力を身に付けさせるとともに、読書を生活に役立てようとする態度を育てる。

#### 2 内容

##### C 読むこと

- (1) 読むことの能力を育成するため、次の事項について指導する。
  - ア 抽象的な概念を表す語句や心情を表す語句などに注意して読むこと。
  - イ 文章全体と部分との関係、例示や描写の効果、登場人物の言動の意味などを考え、内容の理解に役立てること。
  - ウ 文章の構成や展開、表現の仕方について、根拠を明確にして自分の考えをまとめること。
  - エ 文章に表れているものの見方や考え方について、知識や体験と関連付けて自分の考えをもつこと。
  - オ 多様な方法で選んだ本や文章などから適切な情報を得て、自分の考えをまとめること。
- (2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。
  - ア 詩歌や物語などを読み、内容や表現の仕方について感想を交流すること。
  - イ 説明や評論などの文章を読み、内容や表現の仕方について自分の考えを述べること。
  - ウ 新聞やインターネット、学校図書館等の施設などを活用して得た情報を比較すること。

[第3学年]

1 目標

- (3) 目的や意図に応じ、文章の展開や表現の仕方などを評価しながら読む能力を身に付けさせるとともに、読書を通して自己を向上させようとする態度を育てる。

2 内容

C 読むこと

- (1) 読むことの能力を育成するため、次の事項について指導する。
  - ア 文脈の中における語句の効果的な使い方など、表現上の工夫に注意して読むこと。
  - イ 文章の論理の展開の仕方、場面や登場人物の設定の仕方をとらえ、内容の理解に役立てること。
  - ウ 文章を読み比べるなどして、構成や展開、表現の仕方について評価すること。
  - エ 文章を読んで人間、社会、自然などについて考え、自分の意見をもつこと。
  - オ 目的に応じて本や文章などを読み、知識を広げたり、自分の考えを深めたりすること。
- (2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。
  - ア 物語や小説などを読んで批評すること。
  - イ 論説や報道などに盛り込まれた情報を比較して読むこと。
  - ウ 自分の読書生活を振り返り、本の選び方や読み方について考えること。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1. 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
  - (2) 第2の各学年の内容の「A話すこと・聞くこと」、「B書くこと」、「C読むこと」及び〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕について相互に密接な関連を図り、効果的に指導すること。その際、学校図書館などを計画的に利用しその機能の活用を図るようにすること。また、生徒が情報機器を活用する機会を設けるなどして、指導の効果を高めるよう工夫すること。
- 3. 教材については、次の事項に留意するものとする。
  - (1) 教材は、話すこと・聞くこと、書くこと、読むこと、能力などを偏りなく養うことや読書に親しむ態度の育成をねらいとし、生徒の発達の段階に即して適切な話題や題材を精選して調和的に取り上げること。また、第2の各学年の内容の「A話すこと・聞くこと」、「B書くこと」及び「C読むこと」のそれぞれの(2)に掲げる言語活動が十分行われるよう教材を選定すること。

## 第6節 美術

### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

4. 生徒が随時鑑賞に親しむことができるよう、校内の適切な場所に鑑賞作品などを展示するとともに、生徒や学校の実態に応じて、学校図書館等における鑑賞用図書、映像資料などの活用を図るものとする。

## 第4章 総合的な学習の時間

### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。
  - (6) 学校図書館の活用，他の学校との連携，公民館，図書館，博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携，地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。

## 第5章 特別活動

### 第2 各活動・学校行事の目標及び内容

#### 〔学級活動〕

#### 2 内容

##### (3) 学業と進路

- イ 自主的な学習態度の形成と学校図書館の利用

# 「国民の読書推進に関する協力者会議」設置要綱

平成22年7月20日  
生涯学習政策局長決定

## 1 趣旨

平成20年3月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第2次）が策定され、同年6月に図書館法の改正が行われるとともに、平成22年を「国民読書年」とする国会決議がなされ、政官民協力のもと、国をあげてあらゆる努力を重ねることが宣言された。このため、今日の国民の読書や読書環境の現状や課題を把握・分析し、読書への国民の意識を高める効果的かつ効率的な取組の検討を行う「国民の読書推進に関する協力者会議」を設ける。

## 2 検討事項

- (1) 国民の読書および読書環境の現状と課題等について
- (2) 読書活動の推進のための公立図書館、学校図書館等における現状と課題等について
- (3) 具体的な取組について
- (4) その他

## 3 実施方法

別紙の者の協力を得て、上記2に掲げる事項について検討を行うものとする。  
なお、必要に応じ、本協力者会議委員以外の者の協力を得ることができるものとする。

## 4 実施期間

平成22年7月20日から平成23年3月31日までとする。

## 5 その他

この協力者会議の庶務は、図書館・読書活動関係課の協力を得て生涯学習政策局社会教育課において処理する。

※ 実施期間については、平成23年4月1日付けで平成24年3月31日まで延長

## 「国民の読書推進に関する協力者会議」委員

秋 田 喜代美	東京大学大学院教育学研究科教授
磯 崎 憲一郎	小説家
小 田 光 宏	青山学院大学教育人間科学部教授
織 茂 篤 史	元神奈川県横浜市立青葉台中学校校長
鎌 田 真樹子	Growing-Tree代表（元株式会社魔法のiらんど 安心・安全インターネット向上推進室室長）
岸 美 雪	国立国会図書館国際子ども図書館資料情報課長
きむらゆういち	絵本作家
中 田 力	新潟大学脳研究所・統合脳機能研究センター長・教授
新 山 順 子	川越市立高階図書館主査
○肥 田 美代子	財団法人文字・活字文化推進機構理事長
◎福 原 義 春	株式会社資生堂名誉会長
堀 渡	国分寺市立本多図書館長
松 岡 正 剛	株式会社編集工学研究所所長
溝 口 省 三	鹿児島県出水市教育委員会教育長
山 田 節 子	児童書を楽しむ会つくしんぼ代表
山 根 基 世	有限責任事業組合ことばの杜代表
横 田 幸 子	熊本子どもの本の研究会代表

計 17名

(50音順 ◎は座長、○は副座長)

(職名は平成23年8月現在)

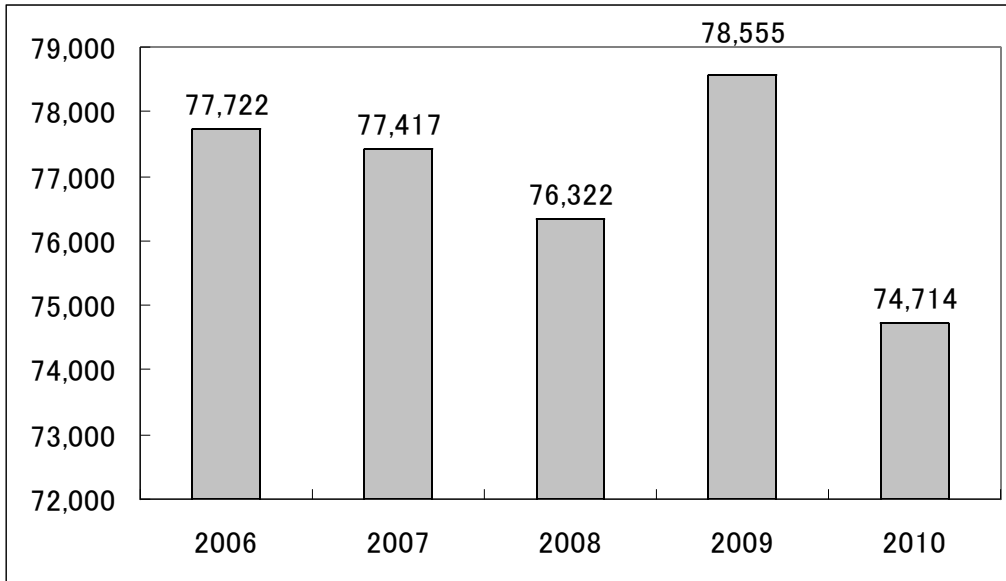
## 会議開催状況

- 第1回 平成22年7月30日  
読書をめぐる現状について説明、自由討議
- 第2回 平成22年10月26日  
読書推進と図書館の役割について  
・デジタル化時代の国会図書館（岸 美雪委員）  
・読書振興と公立図書館（慶應義塾大学・糸賀雅児教授）
- 第3回 平成22年11月30日  
学校図書館の充実方策について  
・島根県の学校図書館活用教育  
（島根県教育庁義務教育課小中学校指導グループ・槇川亨指導主事）  
・心を育み学びを豊かにする学校図書館  
（松江市立宍道小学校・林良子司書教諭）
- 第4回 平成23年1月14日  
就学前の読書環境づくりについて  
・絵本と子ども～就学前に必要なこと  
（和洋女子大学・鈴木みゆき教授）  
・就学前の読書環境づくり（山田節子委員）
- 第5回 平成23年2月22日  
読書と脳科学、新しい時代の読書環境について  
・読書と脳科学（中田 力委員）  
・新しい時代の読書環境を理解するために（鎌田真樹子委員）
- 第6回 平成23年5月12日（木）  
報告書の構成案についての検討
- 第7回 平成23年6月17日（金）  
報告書案についての検討
- 第8回 平成23年8月10日（水）  
報告書案についての検討、とりまとめ



# データ集

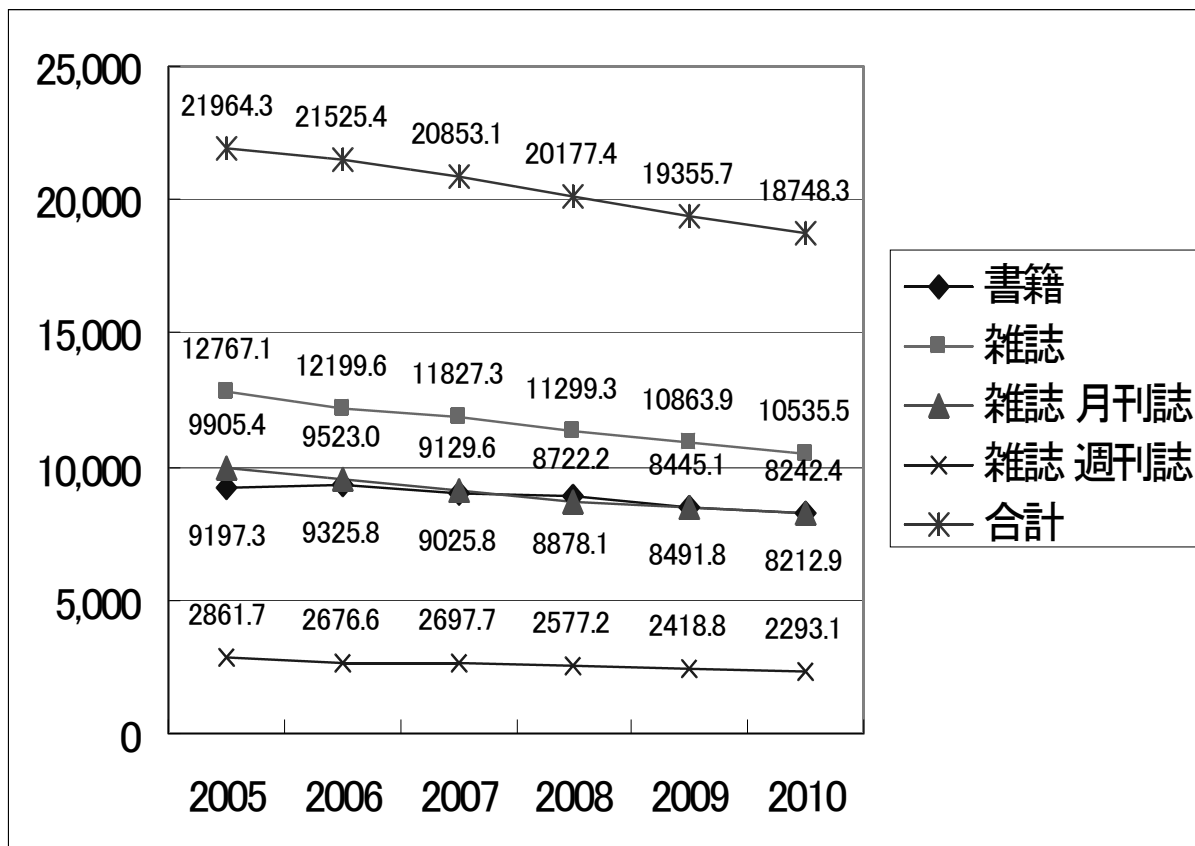
○書籍新刊点数（単位：点）



2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
77,722	77,417	76,322	78,555	74,714

出典：2011年版出版指数年報（社団法人 全国出版協会・出版科学研究所）

○書籍・雑誌の推定販売金額（単位：億円）



年	書籍		雑誌						合計	
	対前年 増減率	対前年 増減率	月刊誌	対前年 増減率	週刊誌	対前年 増減率	対前年 増減率			
								対前年 増減率	対前年 増減率	
1996	10931.1	4.4	15632.7	1.3	11692.4	3.0	3940.3	▲ 3.3	26563.8	2.6
2005	9197.3	▲ 2.5	12767.1	▲ 1.8	9905.4	▲ 0.1	2861.7	▲ 7.1	21964.3	▲ 2.1
2006	9325.8	1.4	12199.6	▲ 4.4	9523.0	▲ 3.9	2676.6	▲ 6.5	21525.4	▲ 2.0
2007	9025.8	▲ 3.2	11827.3	▲ 3.1	9129.6	▲ 4.1	2697.7	0.8	20853.1	▲ 3.1
2008	8878.1	▲ 1.6	11299.3	▲ 4.5	8722.2	▲ 4.5	2577.2	▲ 4.5	20177.4	▲ 3.2
2009	8491.8	▲ 4.4	10863.9	▲ 3.9	8445.1	▲ 3.2	2418.8	▲ 6.1	19355.7	▲ 4.1
2010	8212.9	▲ 3.3	10535.5	▲ 3.0	8242.4	▲ 2.4	2293.1	▲ 5.2	18748.3	▲ 3.1

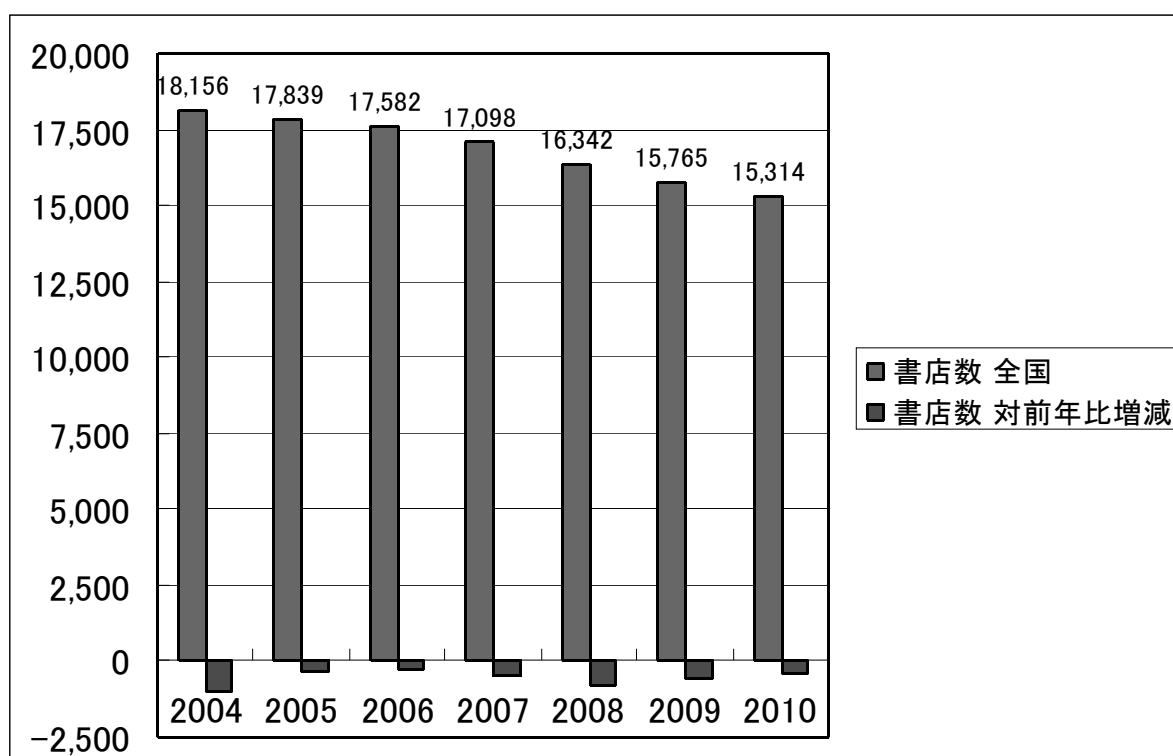
(注)・推定販売部数を本体価格で換算した金額。消費税分は含まない。算出方法は次の通り

取次出荷額-小売店から取次への返品額=販売額

- ・各項目の計算値を表示単価で四捨五入したため、合計と異なる場合がある
- ・対前年増減率は%、▲は前年比減

出典：2011年版出版指数年報（社団法人 全国出版協会・出版科学研究所）

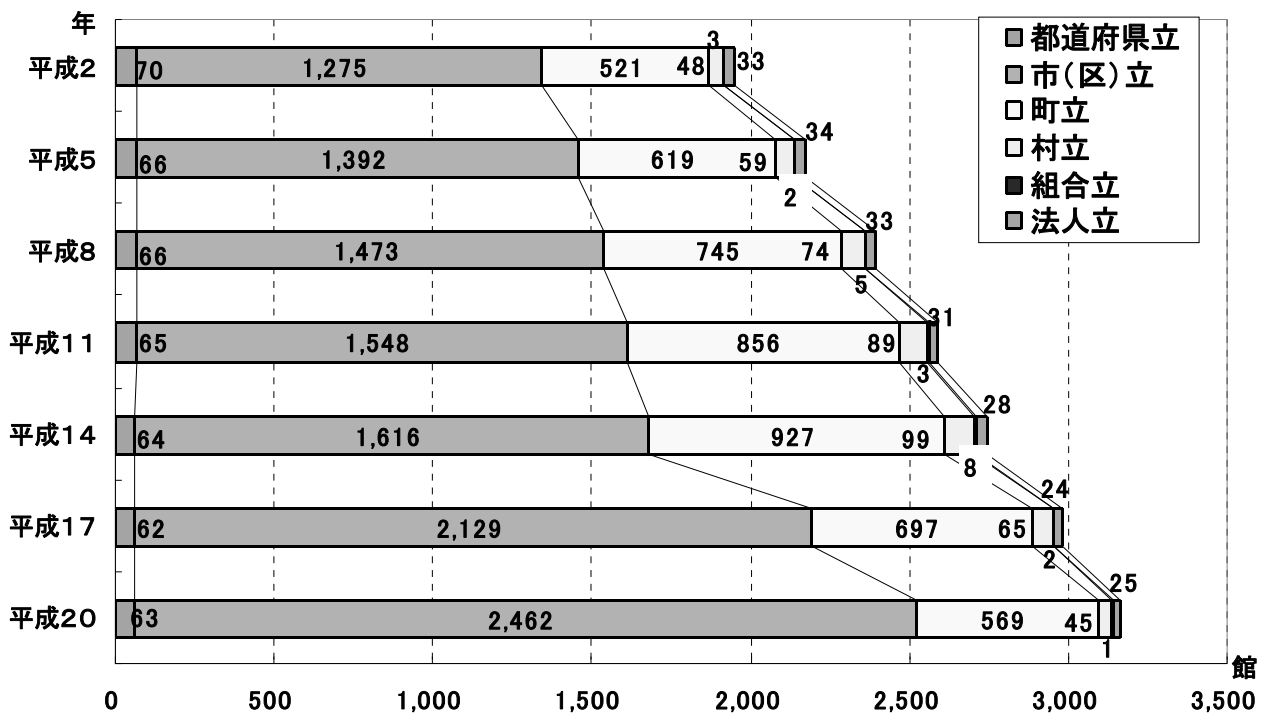
### ○日本の書店数（単位：店）



年	書店数	
	全国(冊)	対前年比増減
2004	18,156	▲ 1,023
2005	17,839	▲ 317
2006	17,582	▲ 257
2007	17,098	▲ 484
2008	16,342	▲ 756
2009	15,765	▲ 577
2010	15,314	▲ 451

出典：2011年版出版指数年報（社団法人 全国出版協会・出版科学研究所）

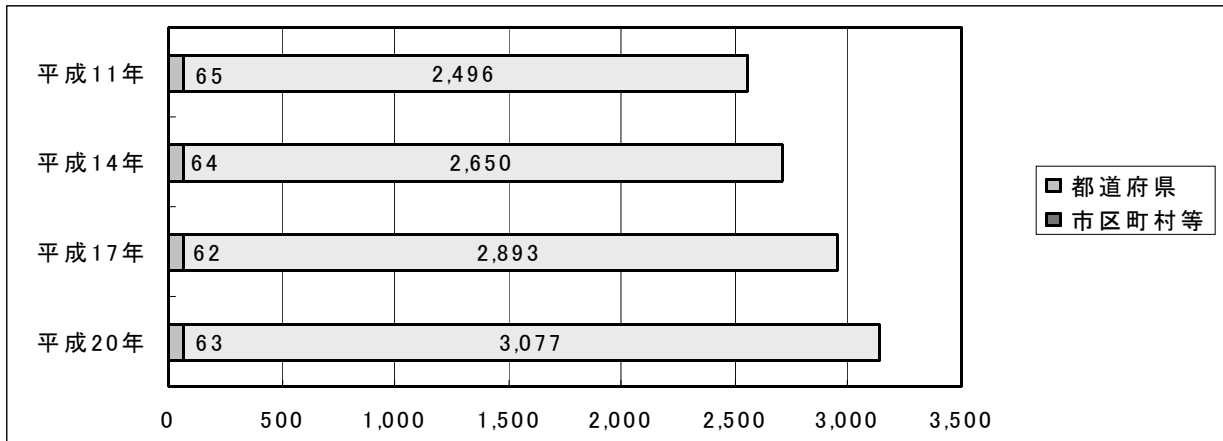
○図書館数の推移（単位：館）



年	都道府県立	市(区)立	町立	村立	組合立	法人立	市町村等計	合計
平成 2	70	1,275	521	48	3	33	1,847	1,950
平成 5	66	1,392	619	59	2	34	2,072	2,172
平成 8	66	1,473	745	74	5	33	2,297	2,396
平成11	65	1,548	856	89	3	31	2,496	2,592
平成14	64	1,616	927	99	8	28	2,650	2,742
平成17	62	2,129	697	65	2	24	2,893	2,979
平成20	63	2,462	569	45	1	25	3,077	3,165

出典：社会教育調査

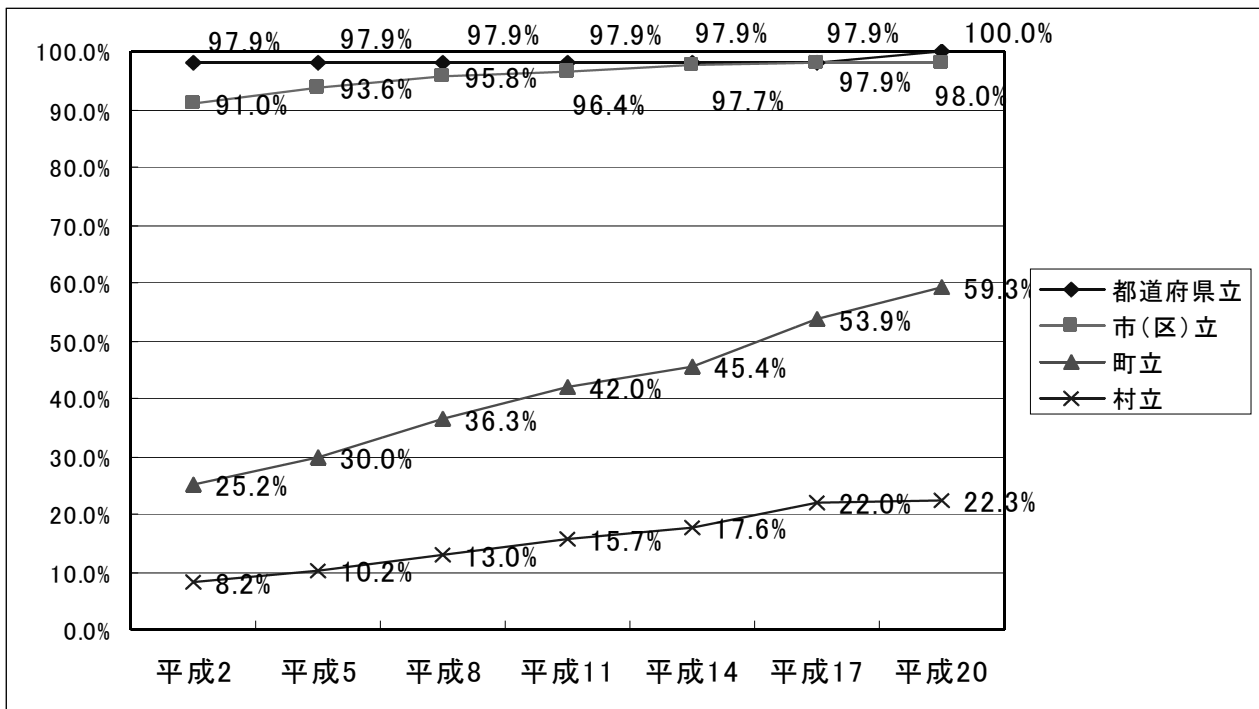
○設置者別所管別図書館数（公立のみ）（単位：館）



区分	都道府県	市区町村等	計
平成11年	65	2,496	2,561
平成14年	64	2,650	2,714
平成17年	62	2,893	2,955
平成20年	63	3,077	3,140

出典：社会教育調査

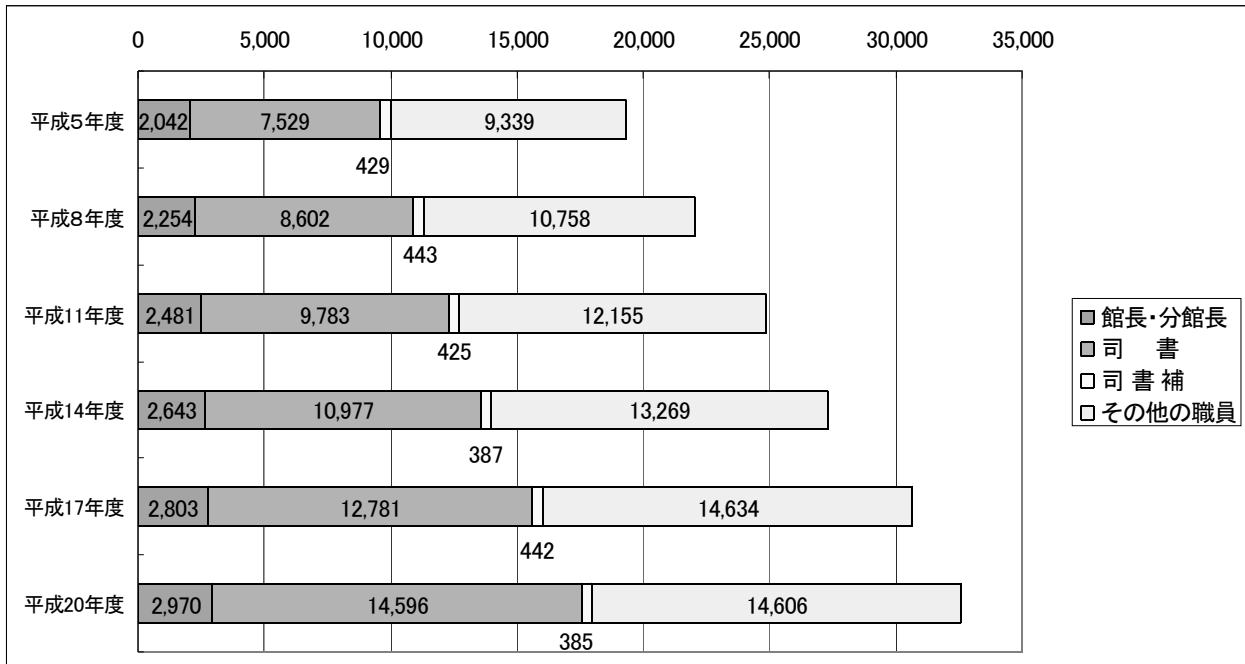
○公立図書館の設置率の推移（単位：％）



区分	平成2年度	平成5	平成8	平成11	平成14	平成17	平成20
都道府県立	97.9%	97.9%	97.9%	97.9%	97.9%	97.9%	100.0%
市(区)立	91.0%	93.6%	95.8%	96.4%	97.7%	97.9%	98.0%
町立	25.2%	30.0%	36.3%	42.0%	45.4%	53.9%	59.3%
村立	8.2%	10.2%	13.0%	15.7%	17.6%	22.0%	22.3%

出典：社会教育調査

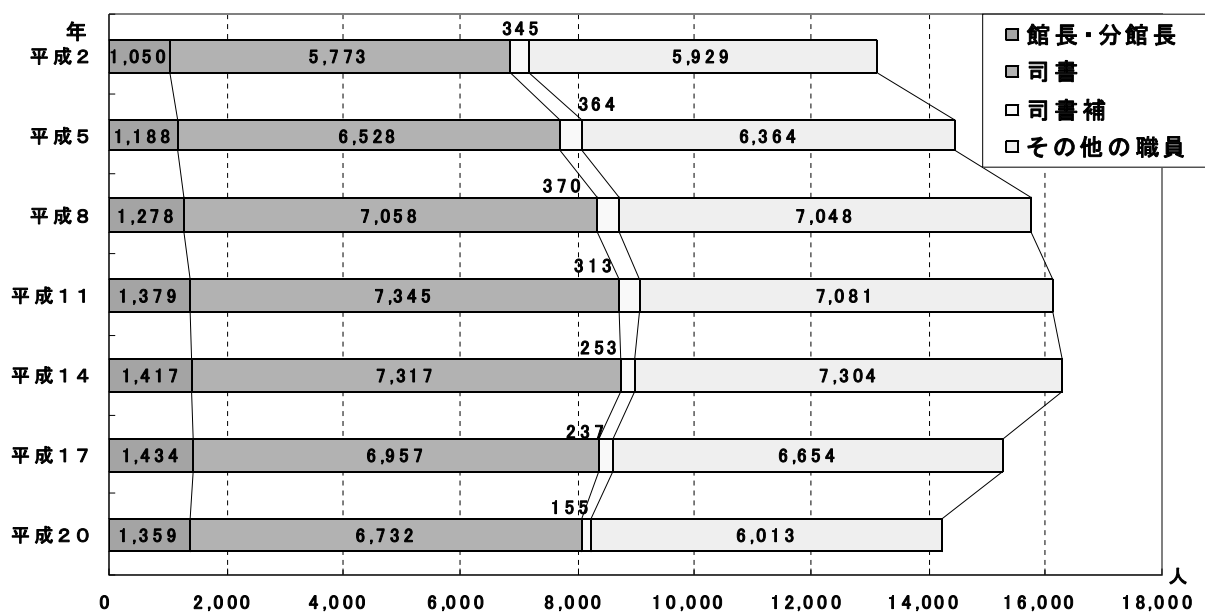
○図書館職員数の推移（単位：人）



区分	平成5年度	平成8年度	平成11年度	平成14年度	平成17年度	平成20年度
館長・分館長	2,042	2,254	2,481	2,643	2,803	2,970
司書	7,529	8,602	9,783	10,977	12,781	14,596
司書補	429	443	425	387	442	385
その他の職員	9,339	10,758	12,155	13,269	14,634	14,606
合計	19,339	22,057	24,844	27,276	30,660	32,557

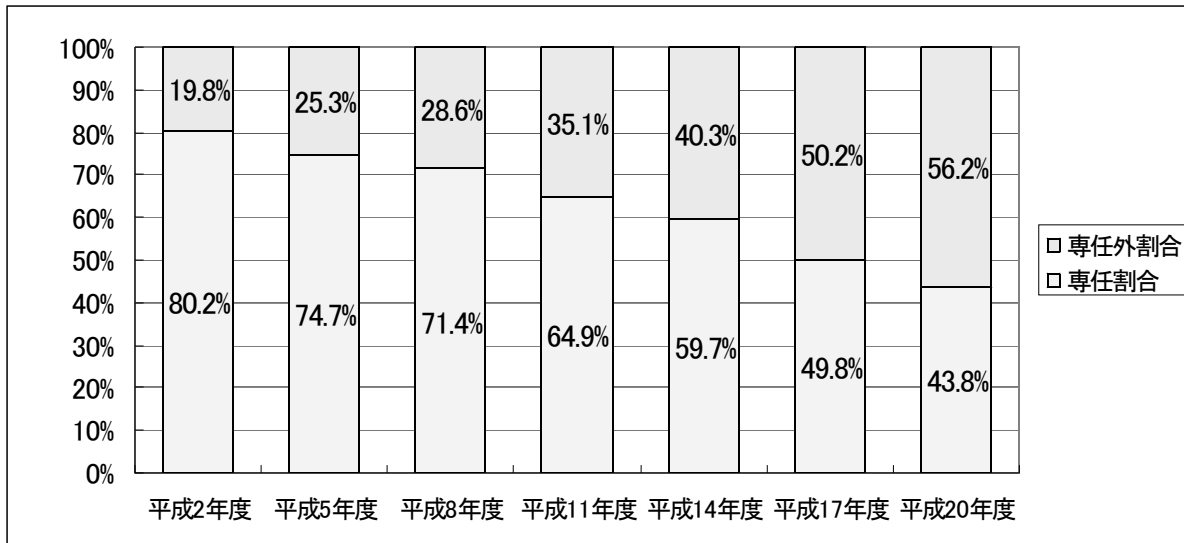
出典：社会教育調査

○図書館職員数の推移（専任職員数）（単位：人）



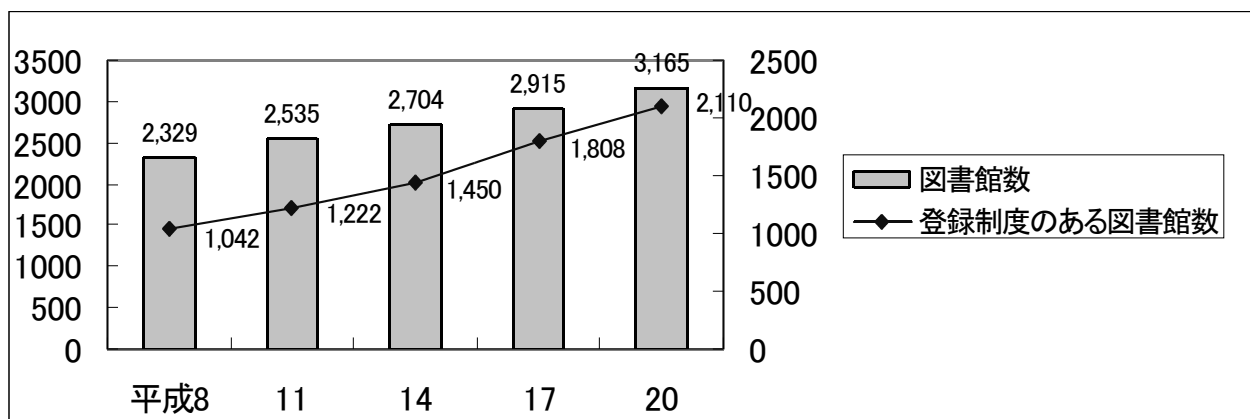
出典：社会教育調査

○図書館職員専任・専任外の割合の推移（単位：％）



出典：社会教育調査

○図書館におけるボランティア活動（単位：館）



	平成8年度	11	14	17	20
図書館数	2,329	2,535	2,704	2,915	3,165
登録制度のある図書館数	1,042	1,222	1,450	1,808	2,110

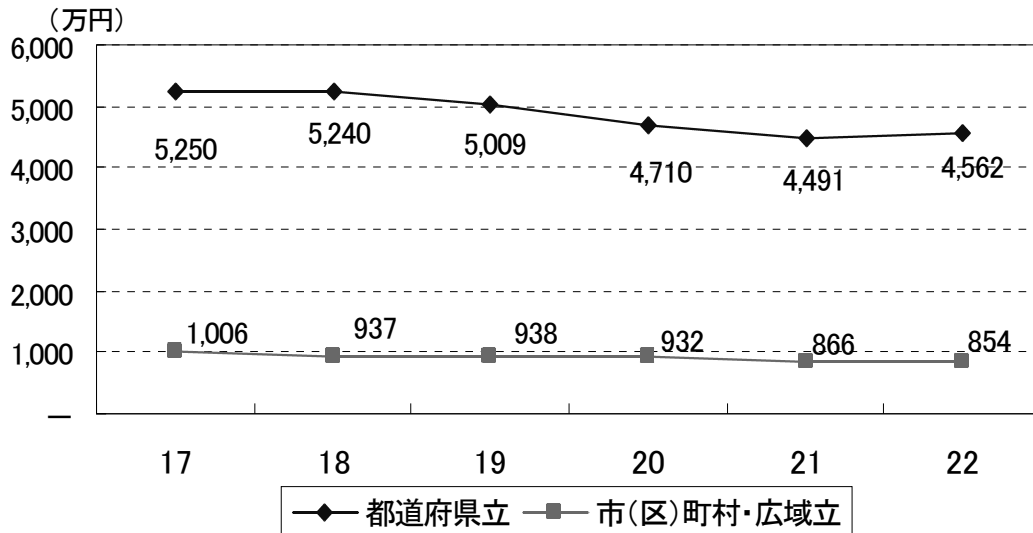
出典：社会教育調査

○指定管理者導入状況

区分	公立図書館数に対する 指定管理者導入割合	計(館)					
		うち指定管理者					
		地方公共 団体	民法第34条 の法人	会社	NPO法人	その他	
平成17年	1.8%	54	2	36	8	7	1
平成20年	6.5%	203	—	51	107	29	16

出典：社会教育調査

○図書館1館当たりの資料費予算額の推移（単位：万円）



	平成17年度	18	19	20	21	22
都道府県立	5,250	5,240	5,009	4,710	4,491	4,562
市(区)町村・広域立	1,006	937	938	932	866	854

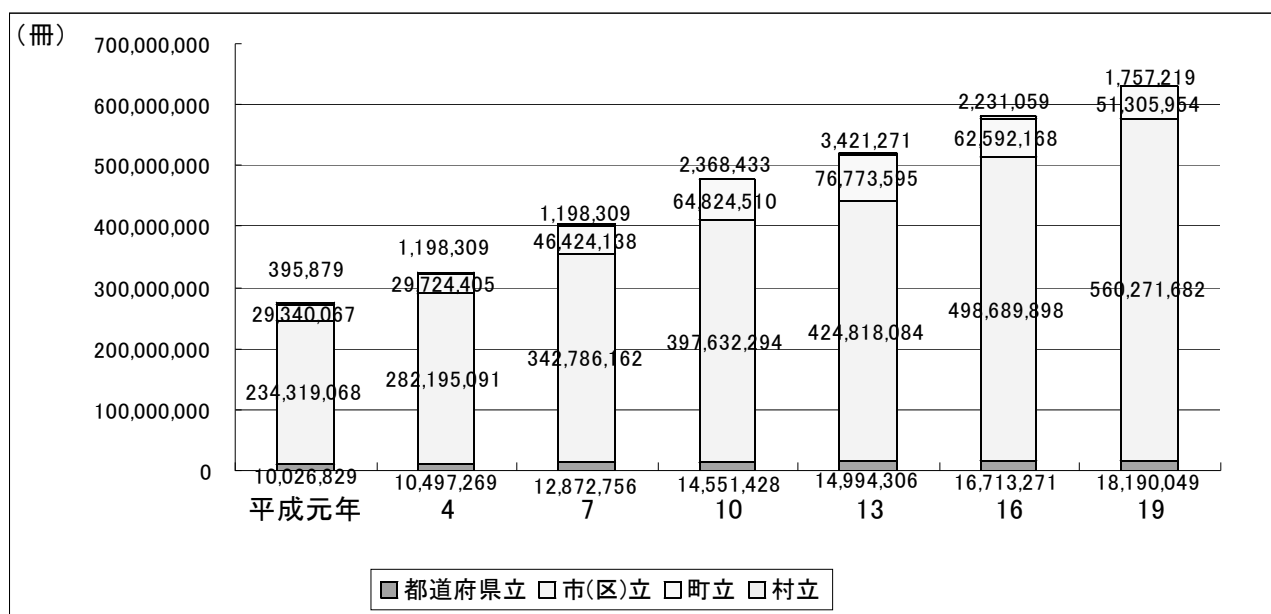
出典：日本の図書館（日本図書館協会）

○平成22年度資料費予算額

	平成22年度資料費(万円)	図書館数(館)	1館あたりの資料予算額(万円)
都道府県立	278,279	61	4,562
市区立	2,652,995	2,519	854
町村立		587	
広域市町村圏		1	

出典：日本の図書館（日本図書館協会）

○貸出冊数推移





	平成7年度	10	13	16	19
登録者数(人)	36,887,319	26,477,339	27,857,229	31,991,510	34,031,694
貸出冊数	404,160,602	480,644,261	520,822,278	580,726,256	631,872,611
登録者一人当たり貸出冊数	11.0	18.2	18.7	18.2	18.6

出典：社会教育調査

○司書教諭の発令状況（平成22年5月1日現在、国公立の合計）

		12学級以上の学校の状況				
		12学級以上の 学校数	司書教諭 発令学校数	発令割合	司書教諭 有資格者数	1校当たり 人数
小学校		11,371	11,311	99.5%	35,645	3.1
中学校		4,949	4,860	98.2%	10,798	2.2
高等学校		4,127	3,894	94.4%	9,951	2.4
特別支援 学校	小学部	363	310	85.4%	942	2.6
	中学部	229	198	86.5%	396	1.7
	高等部	402	355	88.3%	997	2.5
中等教育 学校	前期課程	14	10	71.4%	19	1.4
	後期課程	8	6	75.0%	14	1.8
合計		21,463	20,944	97.6%	58,762	2.7

		11学級以下の学校の状況				
		11学級以下の 学校数	司書教諭 発令学校数	発令割合	司書教諭 有資格者数	1校当たり 人数
小学校		10,100	2,156	21.3%	10,290	1.0
中学校		5,685	1,448	25.5%	5,148	0.9
高等学校		960	225	23.4%	1,076	1.1
特別支援 学校	小学部	340	67	19.7%	322	0.9
	中学部	478	94	19.7%	386	0.8
	高等部	350	68	19.4%	342	1.0
中等教育 学校	前期課程	25	10	40.0%	32	1.3
	後期課程	17	9	52.9%	23	1.4
合計		17,955	4,077	22.7%	17,619	1.0

出典：平成22年度「学校図書館の現状に関する調査」

○司書教諭が学校図書館を担当している時間数（平成22年5月1日現在、国公立の合計）

	12学級以上の学校の状況		11学級以下の学校の状況		
	司書教諭が学校図書館 を担当している時間数 (週当たり)	平均	司書教諭が学校図書館 を担当している時間数 (週当たり)	平均	
小学校	6,923	0.6	1,750	0.8	
中学校	6,867	1.4	3,116	2.2	
高等学校	13,036	3.3	986	4.4	
特別支援 学校	小学部	150	0.5	26	0.4
	中学部	110	0.6	93	1.0
	高等部	190	0.5	39	0.6
中等教育 学校	前期課程	76	7.6	27	2.7
	後期課程	81	13.5	7	0.8
合計	27,432	1.3	6,044	1.5	

出典：平成22年度「学校図書館の現状に関する調査」

○学校図書館担当職員の状況（平成22年5月1日現在、国公立の合計）

		学校数	学校図書館担当職員配置学校数	
				割合
小学校	平成17年	22,495	7,106	31.6%
	平成18年	22,294	7,337	32.9%
	平成19年	22,126	7,895	35.7%
	平成20年	21,809	8,340	38.2%
	平成22年	21,471	9,612	44.8%
中学校	平成17年	10,804	3,672	34.0%
	平成18年	10,828	3,812	35.2%
	平成19年	10,792	4,001	37.1%
	平成20年	10,684	4,188	39.2%
	平成22年	10,634	4,913	46.2%
高等学校	平成17年	5,196	3,800	73.1%
	平成18年	5,227	3,722	71.2%
	平成19年	5,174	3,663	70.8%
	平成20年	5,102	3,625	71.1%
	平成22年	5,087	3,528	69.4%

出典：平成22年度「学校図書館の現状に関する調査」

○市町村等における学校図書館図書費決算額

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
約150億円	約155億円	—	約156億円	約158億円

※平成19年度はデータなし

出典：文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ

○公立小中学校における学校図書館図書標準の達成状況（平成21年度末現在）

	学校数	25%未満の		25～50%未満の		50～70%未満の		75～100%未満の		図書標準達成	
		学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合
小学校	21,180	76	0.4%	531	2.5%	3,209	15.2%	6,654	31.4%	10,710	50.6%
中学校	9,831	81	0.8%	432	4.4%	1,923	19.6%	3,194	32.5%	4,201	42.7%

※21年度をもって廃校となった学校は含んでいない。

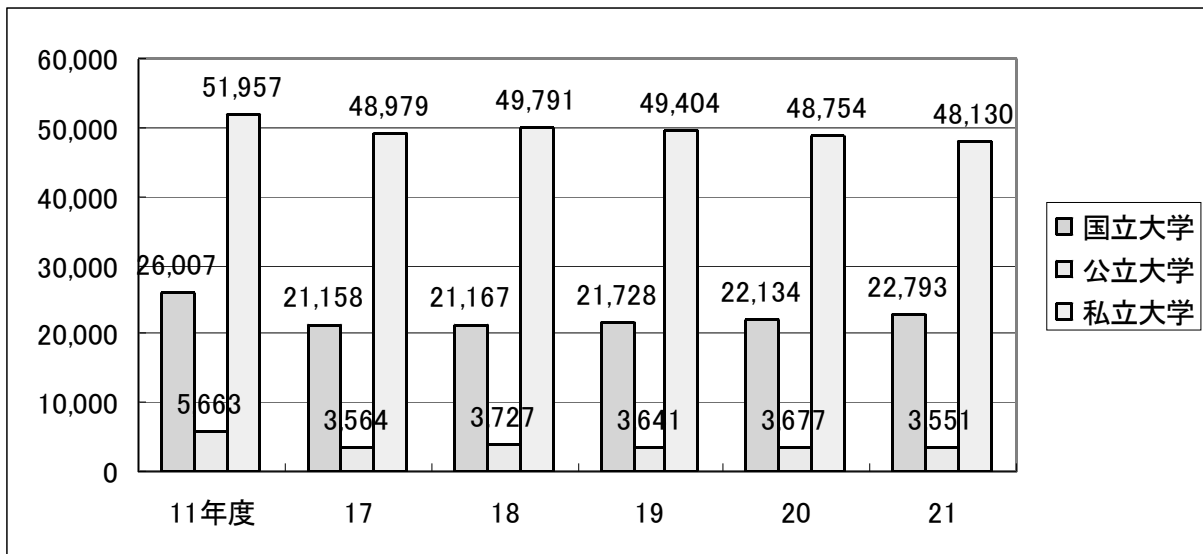
出典：平成22年度「学校図書館の現状に関する調査」

○全校一斉読書活動実施状況（平成22年5月現在の公立学校における状況）

	学校数	実施している学校数	割合	始業前に実施	割合
小学校	21,188	20,377	96.2%	18,528	87.4%
中学校	9,837	8,605	87.5%	8,056	81.9%
高等学校	3,681	1,512	41.1%	1,202	32.7%

出典：平成22年度「学校図書館の現状に関する調査」

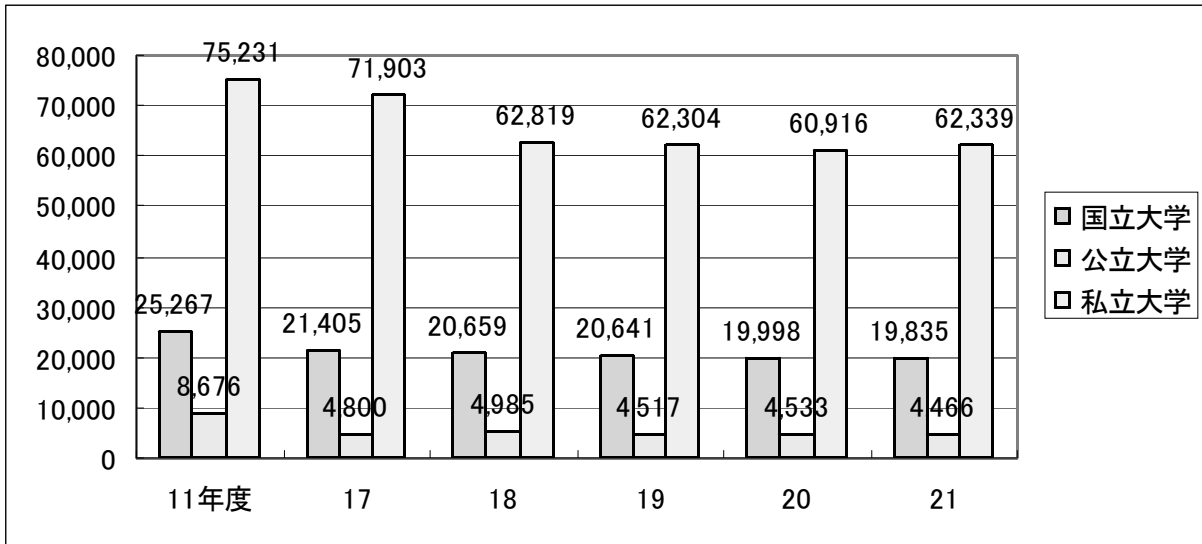
○大学図書館資料費（各年度実績 単位：百万円）



	平成11年度	17	18	19	20	21
国立大学	26,007	21,158	21,167	21,728	22,134	22,793
公立大学	5,663	3,564	3,727	3,641	3,677	3,551
私立大学	51,957	48,979	49,791	49,404	48,754	48,130
合計	83,627	73,700	74,685	74,773	74,565	74,474

出典：平成22年度学術情報基盤実態調査

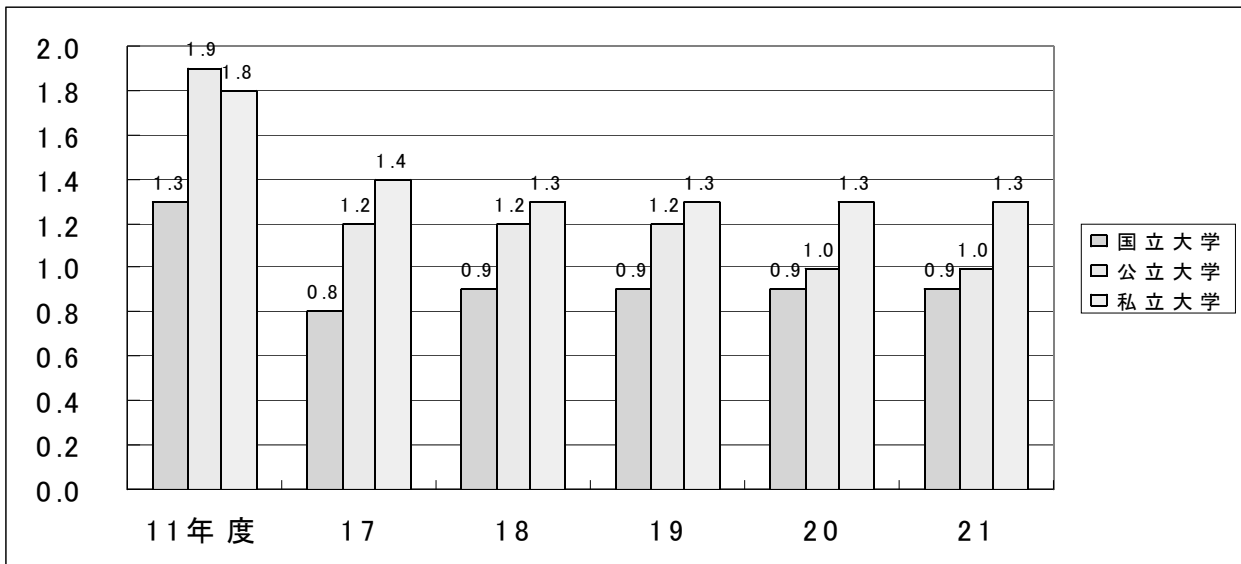
○大学図書館運営費（各年度実績 単位：百万円）



	平成11年度	17	18	19	20	21
国立大学	25,267	21,405	20,659	20,641	19,998	19,835
公立大学	8,676	4,800	4,985	4,517	4,533	4,466
私立大学	75,231	71,903	62,819	62,304	60,916	62,339
合計	109,173	98,108	88,463	87,461	85,447	86,640

出典：平成22年度学術情報基盤実態調査

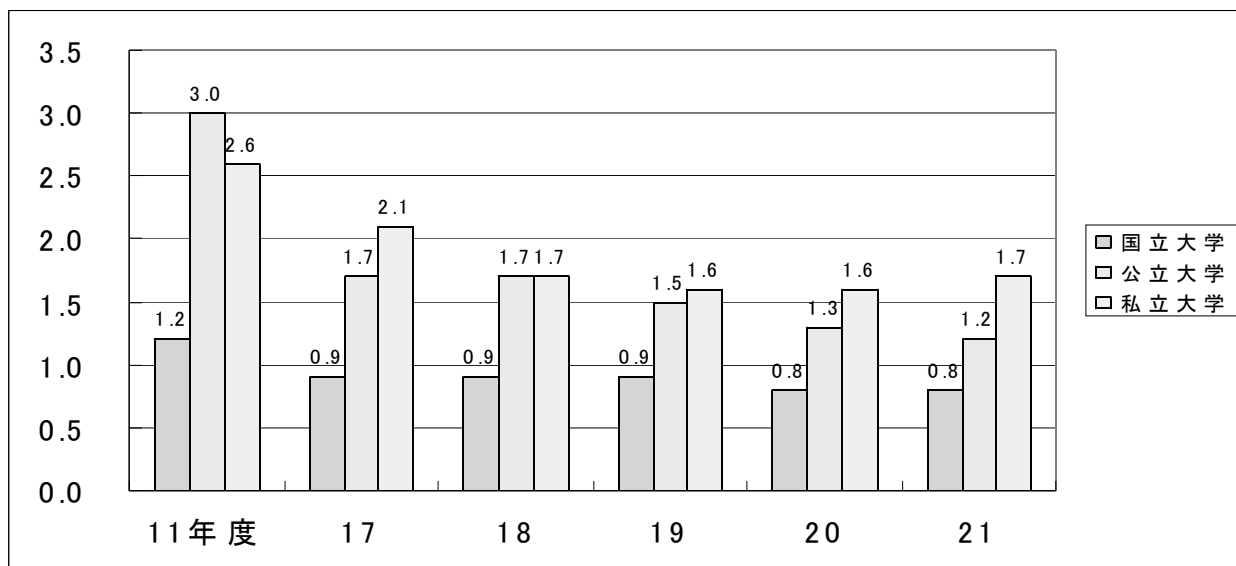
○大学総経費に占める図書館資料費の割合（各年度実績 単位：%）



	平成11年度	17	18	19	20	21
国立大学	1.3	0.8	0.9	0.9	0.9	0.9
公立大学	1.9	1.2	1.2	1.2	1.0	1.0
私立大学	1.8	1.4	1.3	1.3	1.3	1.3
合計	1.6	1.2	1.2	1.2	1.1	1.1

出典：平成22年度学術情報基盤実態調査

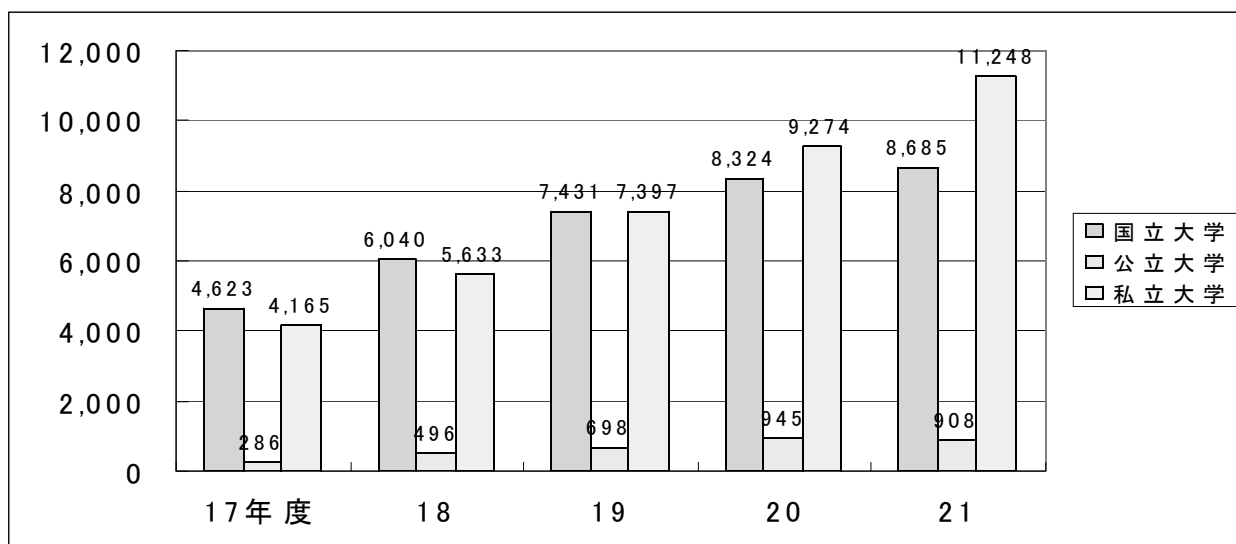
○大学総経費に占める図書館運営費の割合（各年度実績 単位：％）



	平成11年度	17	18	19	20	21
国立大学	1.2	0.9	0.9	0.9	0.8	0.8
公立大学	3.0	1.7	1.7	1.5	1.3	1.2
私立大学	2.6	2.1	1.7	1.6	1.6	1.7
合計	2.1	1.6	1.4	1.4	1.3	1.3

出典：平成22年度学術情報基盤実態調査

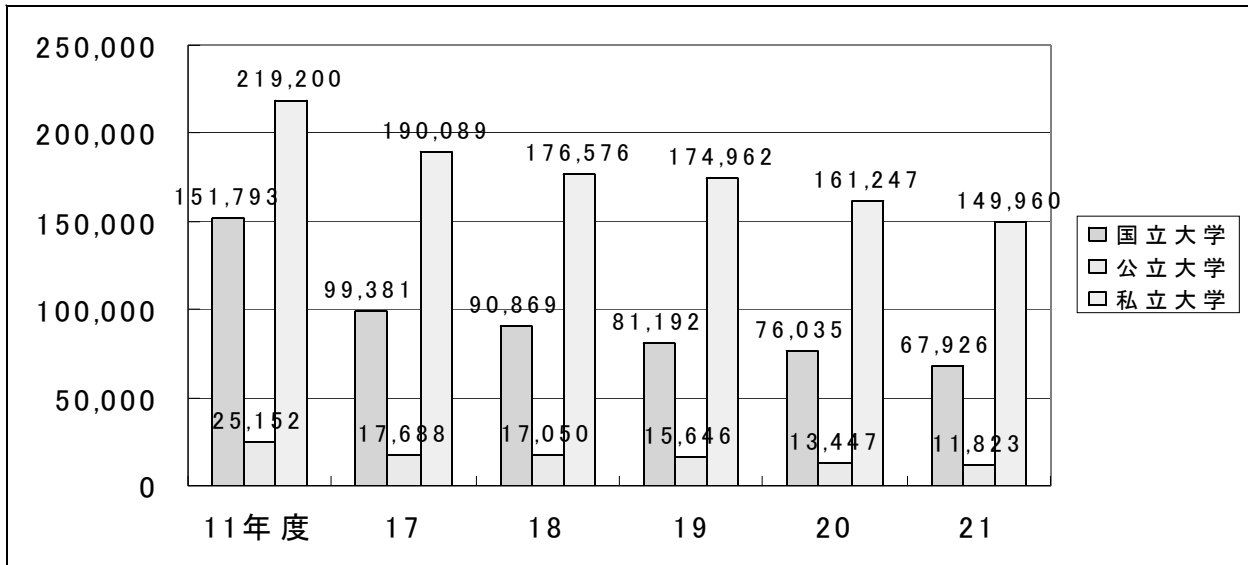
○電子ジャーナルに係る総経費（各年度実績 単位：百万円）



	平成17年度	18	19	20	21
国立大学	4,623	6,040	7,431	8,324	8,685
公立大学	286	496	698	945	908
私立大学	4,165	5,633	7,397	9,274	11,248
合計	9,075	12,170	15,526	18,543	20,841

出典：平成22年度学術情報基盤実態調査

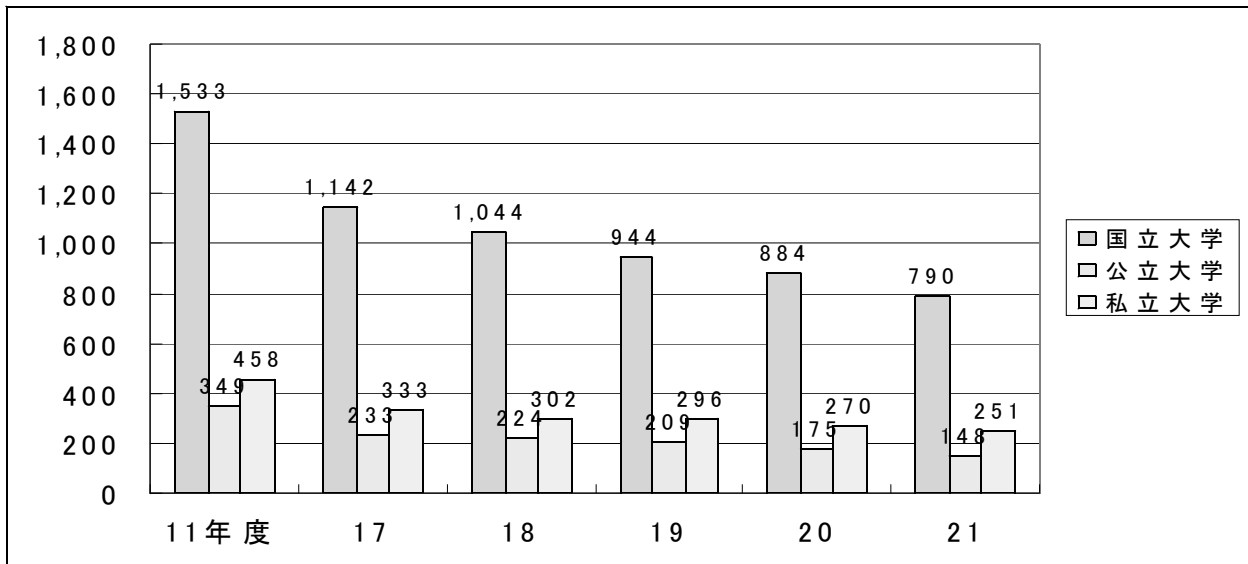
○大学の洋雑誌総購入種類数（平成21年度末日現在）



	11年度	17	18	19	20	21
国立大学	151,793	99,381	90,869	81,192	76,035	67,926
公立大学	25,152	17,688	17,050	15,646	13,447	11,823
私立大学	219,200	190,089	176,576	174,962	161,247	149,960
合計	396,145	307,158	284,495	271,800	250,729	229,709

出典：平成22年度学術情報基盤実態調査

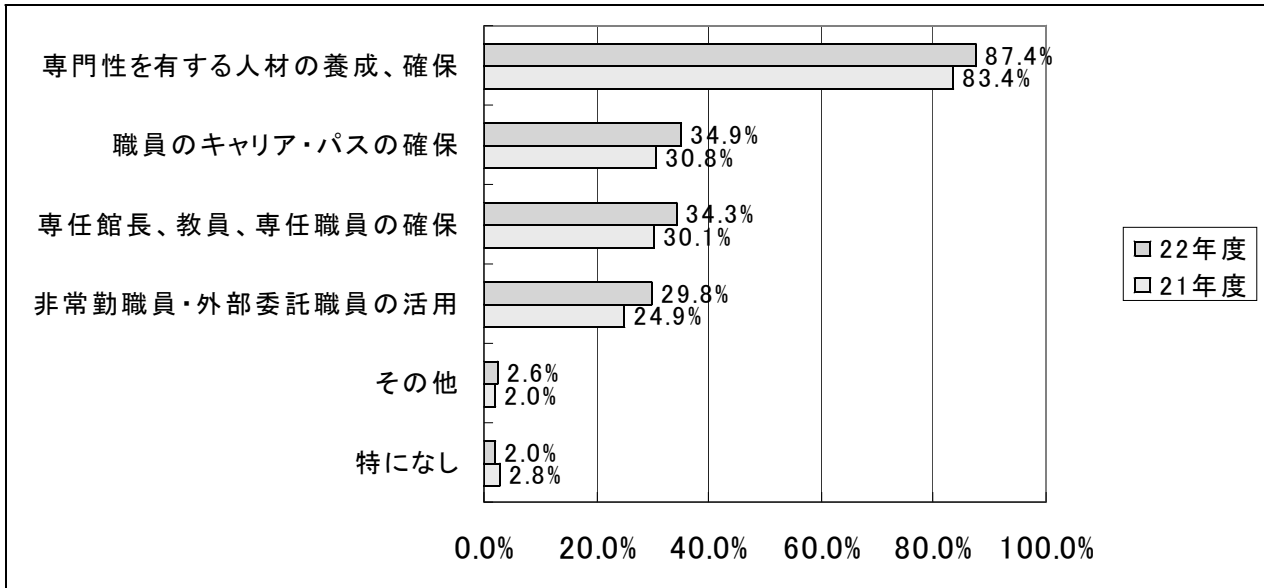
○大学の洋雑誌平均購入種類数（平成21年度末日現在）



	11年度	17	18	19	20	21
国立大学	1,533	1,142	1,044	944	884	790
公立大学	349	233	224	209	175	148
私立大学	458	333	302	296	270	251
合計	609	418	381	361	330	301

出典：平成22年度学術情報基盤実態調査

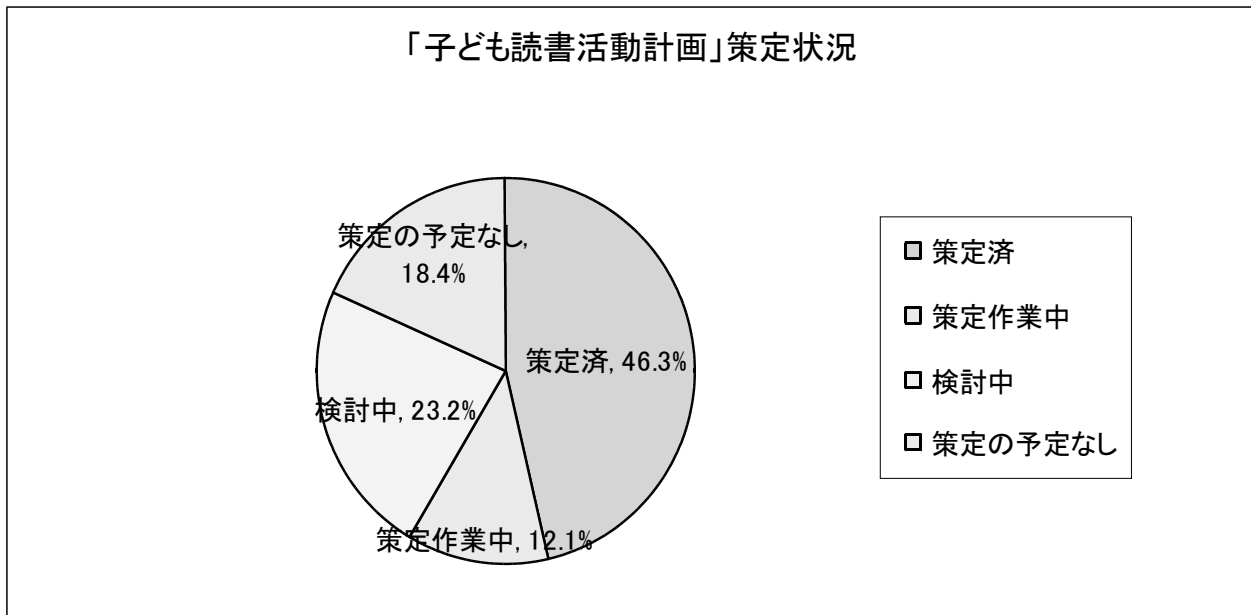
○大学図書館の組織・人員面における課題（平成22年5月1日現在 764大学中）



※複数回答

出典：平成22年度学術情報基盤実態調査

○市町村における「子ども読書活動推進計画」の策定状況に関する調査  
（平成23年3月31日現在）



区分	域内の市町村数	策定済	策定作業中	検討中	策定の予定なし
市町村	1,750	810(46.3%)	212(12.1%)	406(23.2%)	322(18.4%)

※都道府県についてはすべて策定済。

出典：都道府県及び市町村における「子ども読書活動推進計画」の策定状況に関する調査（平成23年3月31日現在）

○1年間に「趣味としての読書」を行った人（10歳以上）（年齢別）（単位：％）

年 齢	平成18年		
	総数	男	女
総 数	41.9	36.6	46.8
10～14歳	50.6	42.8	58.9
15～19歳	49.1	41.8	56.7
20～24歳	48.8	40.3	57.7
25～29歳	48.8	38.3	59.6
30～39歳	48.9	40.5	57.5
40～49歳	49.5	40.3	58.7
50～59歳	40.2	34.1	46.1
60～64歳	37.3	34.4	40.0
65～69歳	32.9	31.4	34.3
70歳以上	23.4	26.7	21.2

出典：総務省「社会生活基本調査」

○趣味・娯楽の種類、頻度別行動者率（10歳以上）（単位：％）

行動者率順位	種 類	平成18年
1	CD・テープ・レコードなどによる音楽鑑賞	52.4
2	DVD・ビデオなどによる映画鑑賞 （テレビからの録画は除く）	45.9
3	趣味としての読書	41.9

※行動者率が4位以下の項目は省略する。

出典：総務省「社会生活基本調査」

○「趣味としての読書」の頻度（10歳以上）（単位：％）

頻 度	平成18年
年に1～4日	3.2
年に5～9日	3.7
年に10～19日（月に1日）	7.9
年に20～39日（月に2～3日）	6.9
年に40～99日（週に1日）	6.2
年に100～199日（週に2～3日）	6.5
年に200日以上（週に4日以上）	7.0

※平成18年の行動者率41.9%の内数。四捨五入の関係で合計は一致しない。

出典：総務省「社会生活基本調査」

○1年間に「趣味としての読書」を行った人の割合（15歳以上）（単位：％）

昭和61年	平成3年	平成8年	平成13年	平成18年
43.7	45.7	37.5	45.1	41.4

出典：総務省「社会生活基本調査」



○総合・書籍・雑誌読書率（単位：％）

年	総合		書籍		雑誌	
	読む	読まない	読む	読まない	読む	読まない
2006年	72	24	46	48	60	35
2007年	75	22	49	46	64	32
2008年	79	19	58	38	63	33
2009年	75	23	48	48	61	36
2010年	73	24	48	46	58	38

出典：読書世論調査（2007年版～2011年版 毎日新聞社）

○主に読む本のジャンル（単位：％）

ジャンル	全体	性別	
		男性	女性
宗教・哲学・倫理	10	12	9
歴史・地理	19	25	13
自然科学・環境	11	15	7
経済・産業・マネー	16	27	7
社会	9	14	4
政治	9	15	4
健康・医療・福祉	32	22	40
趣味・スポーツ	49	57	41
暮らし・料理・育児	36	11	59
日本の小説	36	31	41
外国の小説	12	10	14
写真集	8	6	9
エッセー・詩・短歌・俳句	13	6	19
ノンフィクション	17	15	18
児童書・絵本	12	4	19
その他	6	7	6
無回答	9	10	8

出典：2011年版読書世論調査（毎日新聞社）

○メディアに使う1日の平均時間（単位：分）

年	全体の平均					
	合計	書籍雑誌	新聞	ラジオ	テレビ	ネット
2006年	347	48	36	53	177	32
2007年	350	53	35	50	179	34
2008年	360	56	38	48	181	37
2009年	363	52	35	52	179	44
2010年	363	49	34	49	186	45

読書世論調査（2007年版～2011年版 毎日新聞社）

○1ヶ月に読む（見る）書籍・DVD等の平均冊・本数

		全体の平均						
		合計	単行本	文庫・新書	週刊誌	月刊誌	マンガ・本	ビデオ・DVD
全体		5.5	0.8	0.6	1.0	0.7	0.9	1.5
年代	10代後半	11.0	1.3	0.9	1.6	1.1	4.2	1.9
	20代	10.1	1.5	0.8	1.1	0.9	3.1	2.6
	30代	7.0	0.9	0.7	1.3	0.9	1.1	2.1
	40代	5.4	0.7	0.7	1.0	0.8	0.6	1.6
	50代	5.3	0.7	0.6	1.1	0.6	0.4	1.8
	60代	3.9	0.7	0.6	1.0	0.5	0.2	1.0
	70代	2.6	0.6	0.4	0.7	0.4	0.1	0.5

※四捨五入の関係により、単行本と文庫・新書の合計は報告書本文と一致しない場合がある。

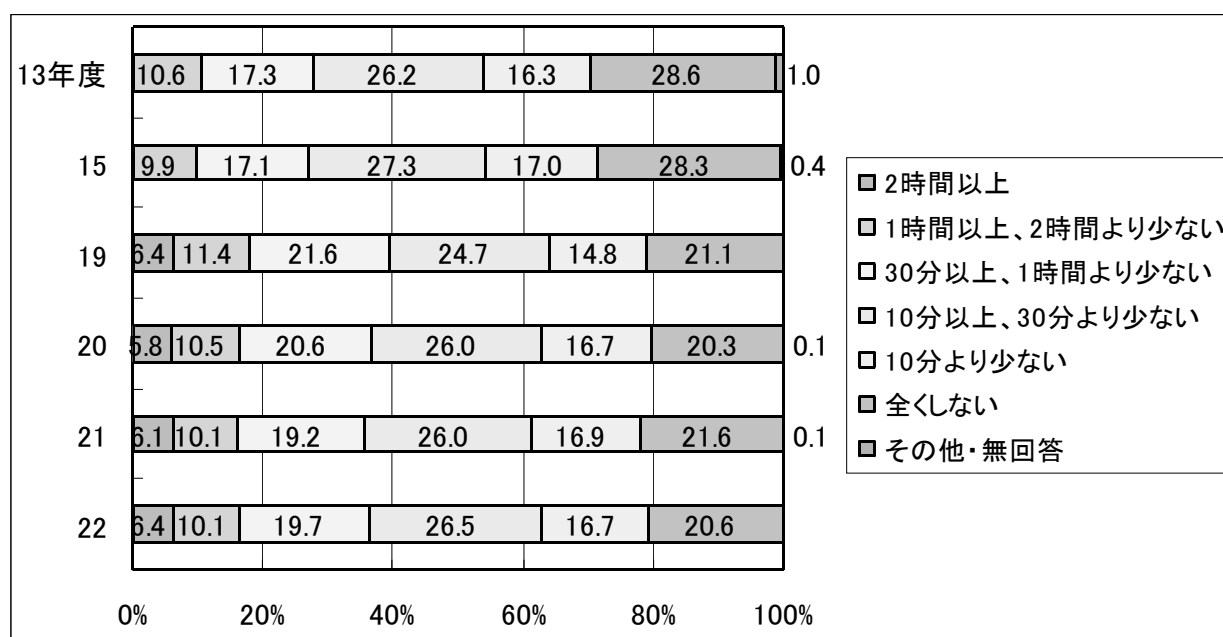
出典：2011年版読書世論調査（毎日新聞社）

○読書量の変化（単位：％）

	全体	性別	
		男性	女性
増えた	21	22	21
減った	71	71	72
無回答	7	7	8

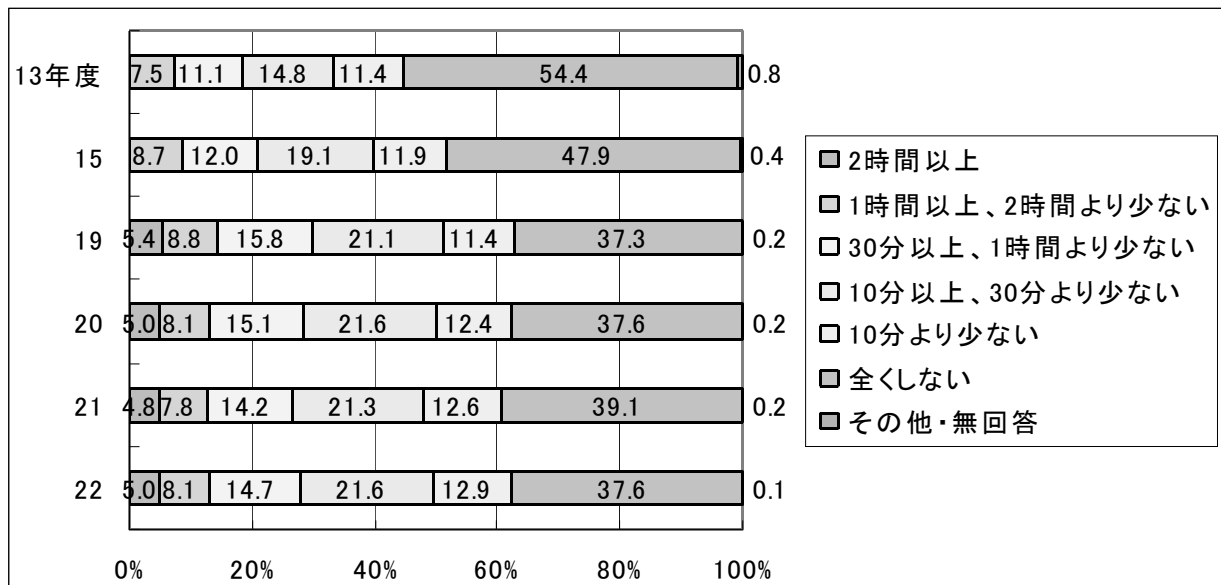
出典：2011年版読書世論調査（毎日新聞社）

○小学校 家や図書館で普段（月～金曜日）、1日どれくらいの時間、読書をしますか



出典：平成22年度全国学力・学習状況調査

○中学校 家や図書館で普段（月～金曜日）、1日どれくらいの時間、読書をしますか



出典：平成22年度全国学力・学習状況調査

<PISA調査>

○趣味としての読書に費やす時間別に見た生徒の割合

国名	割合				
	趣味で読書をすることはない	1日30分以下	1日31分～1時間未満	1日1時間～2時間	1日2時間より長い
2000年 日本	55.0	17.8	15.4	8.2	3.5
2000年 OECD平均	31.7	30.9	22.2	11.1	4.2
2009年 日本	44.2	25.4	16.4	9.6	4.4
2009年 OECD平均	37.4	30.3	17.2	10.6	4.5

国名	総合読解力得点				
	趣味で読書をすることはない	1日30分以下	1日31分～1時間未満	1日1時間～2時間	1日2時間より長い
2000年 日本	514	539	537	541	530
2000年 OECD平均	474	513	527	526	506
2009年 日本	492	536	550	552	537
2009年 OECD平均	460	504	527	532	527

※標準誤差の数値は省略

出典：生きるための知識と技能（2000年調査国際結果報告書、2009年調査国際結果報告書 国立教育政策研究所編）

○読書活動に関する以下の項目について「どちらかといえばあてはまる」「とてもよくあてはまる」と回答した生徒の割合及びその経年変化（2009年－2000年）

国名	どうしても読まなければならない時しか、本は読まない	読書は、好きな趣味の一つだ	本の内容について人と話すのが好きだ	本を最後まで読み終わるのは困難だ	本をプレゼントされると、うれしい
	割合	割合	割合	割合	割合
	割合の差	割合の差	割合の差	割合の差	割合の差
2000年 日本	46.6	35.1	35.1	39.1	39.4
2000年 OECD平均	35.2	34.6	34.6	32.6	47.1
2009年 日本	47.5	42.0	43.6	28.4	45.6
	-0.8	5.5	7.1	-12.2	4.7
2009年 OECD平均	40.4	33.4	38.6	32.6	46.4
	4.2	-2.7	1.1	-0.9	-2.1

国名	読書は時間のムダだ	本屋や図書館に行くのは楽しい	読書をするのは必要な情報を得るためだけだ	じっと座って本を読むなど、数分しかできない
	割合	割合	割合	割合
	割合の差	割合の差	割合の差	割合の差
2000年 日本	19.0	64.3	29.2	26.4
2000年 OECD平均	21.3	46.6	44.1	23.5
2009年 日本	15.2	66.5	24.2	20.6
	-4.5	-0.3	-6.2	-6.7
2009年 OECD平均	23.2	43.1	44.7	24.6
	1.8	-6.1	-0.5	0.0

※標準誤差の数値は省略

出典：生きるための知識と技能（2000年調査国際結果報告書、2009年調査国際結果報告書 国立教育政策研究所編）

○学生の一日の平均読書時間（単位：％）

	0分	10分未満	10分～	20分～	30分～	40分～	50分～	60分～
冊子	37.7	1.6	10.0	5.6	18.5	2.3	0.5	12.7
電子書籍	77.6	0.9	3.2	1.3	4.2	0.3	0.1	2.8
冊子+電子書籍	33.8	1.3	8.4	5.5	15.8	3.4	0.9	12.8

	90分～	120分～	150分～	180分～	240分以上	無回答	平均(分)	有額(分)
冊子	2.1	2.4	0.3	1.6	—	4.6	27.0	44.6
電子書籍	0.4	0.7	0.0	0.3	—	8.2	6.1	39.5
冊子+電子書籍	3.5	2.9	0.8	1.1	1.0	8.8	32.7	51.9

CAMPUS LIFE DATE2010 第46回学生消費生活に関する実態調査  
（2010年10月実施）（全国大学生生活協同組合連合会）

○電子書籍の読書量（単位：％）

	全体
読んだことがある	10
読んだことがない	86
無回答	4

出典：2011年版読書世論調査（毎日新聞社）

○電子書籍で読みたいと思う割合（単位：％）

	全体
読みたいと思う	21
読みたいと思わない	77
無回答	2

出典：2011年版読書世論調査（毎日新聞社）